

〔資 料〕

アメリカ合衆国の死刑状況（その2）

—1988年・1989年—

辻 本 義 男

I アメリカ合衆国の死刑状況—1988年

- | | | | |
|-----|-------------------------|-------|-------------------|
| 1 | はじめに | 6 | 少年の処刑 |
| 2 | 死刑に関する統計 | 7 | 死刑の費用 |
| 2・1 | 人種差別 | 8 | 連邦法における死刑 |
| 2・2 | ルイジアナ州の死刑に関する統計 | 9 | 無実の者を処刑するおそれ |
| 3 | 1988年の処刑 | 9・1 | 処刑された囚人 |
| 4 | 1988年の死刑に関する重要な判決 | 9・2 | 無実とおもわれる死刑囚 |
| 4・1 | Thompson v. Oklahoma 事件 | 10 | 1988年に処刑された囚人 |
| 4・2 | Franklin v. Lynaugh 事件 | 10・1 | Robert Streetman |
| 4・3 | Mills v. Maryland 事件 | 10・2 | Wayne Felde |
| 4・4 | Satterwhite v. Texas 事件 | 10・3 | Willie Darden |
| 4・5 | 係属している事件 | 10・4 | Leslie Lowenfield |
| 4・6 | Adamson v. Ricketts 事件 | 10・5 | Earl Clanton |
| 5 | 1988年の各州における進展 | 10・6 | Arthur Bishop |
| 5・1 | 減刑 | 10・7 | Edward Byrne |
| 5・2 | 上訴における法的代理に関する被告人の権利 | 10・8 | James Messer |
| 5・3 | 精神薄弱者の保護 | 10・9 | Donald Franklin |
| | | 10・10 | Jeffrey Daugherty |
| | | 10・11 | Raymond Landry |

II アメリカ合衆国の死刑状況—1989年

2(111)

- | | | | |
|-----|---------------------------------|-----|-----------------------|
| 1 | はじめに | | 者に対する死刑判決を破棄 |
| 2 | 死刑判決、処刑および犯罪に関する統計 | 4 | 精神薄弱者の処刑 |
| 2・1 | 1989年1月から8月に処刑された囚人 | 5 | 上訴における法的代理に関する死刑囚の権利 |
| 2・2 | 処刑された囚人およびその被害者の人種 | 6 | 死刑に関する連邦最高裁判所の判決要旨 |
| 2・3 | 1988年の新しい死刑判決と犯罪統計 | 6・1 | 1989年／1990年会期 |
| | | 6・2 | 1989年／1990年会期に判断される事件 |
| 3 | 少年死刑囚 | 7 | 各州における進展 |
| 3・1 | 少年犯罪者の処刑を認めた連邦最高裁判所の判決 | 8 | 無実の者を処刑するおそれ |
| 3・2 | 死刑適用最低年齢を定めるための立法—1989年における州民発案 | 9 | 1989年1月から8月に処刑された囚人 |
| 3・3 | インディアナ州、少年犯罪 | 10 | 死刑に関する統計—1989年8月31日現在 |

I アメリカ合衆国の死刑状況—1988年

1 はじめに

1988年11月現在、死刑を存置している36州の中の34州に、空前の2,151人の死刑囚がいた。1988年に11人の死刑囚が処刑されたので、1977年以降の処刑人員総数は104人となった。白人の被害者を殺害して死刑を宣告された黒人の被告人は727人であるにもかかわらず、黒人の被害者を殺害して死刑を言い渡された白人の被告人は43人に過ぎなかった。死刑囚の約40パーセントは黒人である。処刑された死刑囚の86パーセントが白人を殺害して有罪を宣告された者であった。「死刑の量刑における人種的な不均衡」(racially disproportionate capital sentencing)を禁じる法案は、1988年末現在連邦議会で討議に付されていない。

連邦最高裁判所は精神障害者の処刑を禁じると判決しているが、1988年

には2人の精神病の囚人 Wayne Felde および Leslie Lowenfield が処刑された（35-36頁、36-37頁参照）。

囚人は有罪決定後の上訴のために州が任命した弁護士を付してもらえる権利を有するという連邦最高裁判所の判決にもかかわらず、死刑囚に与えられる不適切な法的代理の存在は、多くの事件に関心を向けることになった。4月にバージニア州で処刑された Earl Clanton の弁護人は、その依頼人のために、裁判のために法廷で過ごした時間も含めて合計8時間を過ごしたのみであった（38-39頁参照）。

死刑が宣告された犯罪につき、無実であるとおもわれる囚人の事例が多くあるという証拠がでてきた。これらの多くの囚人は刑を軽減されたり、あるいは無罪釈放されたりしたが、少なくとも2人—Edward Johnson と Willie Darden—が最近処刑された（23-26頁参照）。その他に、有罪に関して疑いがあるにもかかわらず、処刑間近にまでいった者や、拘禁されたままの者がいる。

1988年8月現在、12州に28人の少年死刑囚がいた。6月に、連邦最高裁判所は死刑を言い渡された犯罪を犯した時、15歳であった未成年者に宣告された死刑判決を破棄した（9頁、19-21頁参照）。最高裁判所は来年（1989年）、16歳と17歳の犯罪者に死刑を科すことの合憲性につき判決することになっている。

以下において、主としてアムネスティ・インターナショナルが1987年に公刊した『アメリカ合衆国：死刑』（United States of America: The Death Penalty; 以下 AMR 51/01/87として引用）、および1988年1月に発表した「アメリカ合衆国 死刑：1987年の進展」（The Death Penalty: Developments in 1987; 以下 AMR 51/01/88として引用）の追補として1989年1月に発表した「アメリカ合衆国 死刑：1988年の進展」（The Death Penalty: Developments in 1988; AMR 51/01/89.）、アメリカ合衆国司法省司法統計局編「1988年の死刑」（US Department of Justice, Bureau of Justice Statistics: Capital Punishment 1988）、および法防衛基金「死刑廃止のた

めの全国連合」(Legal Defense Fund: National Coalition to Abolish the Death Penalty)等の資料によって、1988年におけるアメリカ合衆国の死刑状況を概観する。

2 死刑に関する統計

1988年11月1日現在、34州に2,151人の死刑囚がいた。内訳は862人(40%)が黒人、1,116人(52%)が白人、123人(6%)がヒスパニック、そして50人(2%)がその他の少数民族に属する者であった。死刑囚の約60パーセントは、南部諸州に拘禁されていた。

死刑法を有している州は以下の36州である。

アラバマ州、アリゾナ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、イリノイ州、インディアナ州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、メリーランド州、ミシシッピ州、ミズリー州、モンタナ州、ネブラスカ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オハイオ州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルバニア州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、バージニア州、ワシントン州、ワイオミング州(下線のついた州には、死刑囚はいない)その他、軍人のみに適用される軍事裁判統一法(Uiform Code of Military Justice; UCMJ)により、殺人で有罪を宣告された3人の死刑囚がいた。

合衆国司法省司法統計局(US Department of Justice, Bureau of Justice Statistics)の死刑に関する統計によれば、1987年に299人の囚人に死刑が宣告され、フロリダ州、テキサス州およびカリフォルニア州の3州のみにその3分の1が集中していた。すなわち、フロリダ州が44人、テキサス州が36人、カリフォルニア州が27人である。1978年に79人の囚人が死刑判決を破棄されたり、軽減され、11人が獄死した。25人が処刑された。1987年に、FBIは20,100件の謀殺と過失でない故殺(non-negligent manslaughter)

を報告している。これらの犯罪につき約19,200人が逮捕されたとみられる。

1977年1月から1987年12月の間に、総数3,163人の囚人が死刑を宣告され拘禁された。この期間に、93人が処刑され、1,086人の囚人（34.3%）が、再度の量刑、再審、減刑、あるいは獄死によって死刑判決を免れた。

2・1 人種差別

1988年11月1日現在、黒人は合衆国の総人口の約12パーセントを占めているに過ぎないにもかかわらず、死刑囚のうちの862人（40.07%）が黒人である。犯罪者の人種に関する統計のみが、必ずしも差別を示すものではないが、謀殺で逮捕された者の約50パーセントが黒人である。

処刑された者の人種

被告人	人数	総数に占める割合
黒人	41人	39%
白人	57	55
ヒスパニック	6	6

被害者の人種

被害者	人数	総数に占める割合
黒人	11人	11%
白人	90	85
ヒスパニック	3	3
アジア系	1	1

被告人と被害者の人種の組み合わせ

被告人×被害者	人数	総数に占める割合
白人 × 白人	57人	55%
少数民族×白人	33	31
少数民族×少数民族	15	14
白人 × 少数民族	0	0

死刑相当の殺人罪の被害者の人種の検証によって、人種差別が浮かびあがってくる。死刑が裁判所によって導入された1976年から1988年12月の間に処刑された104人は、105人の被害者を殺害したとして有罪を宣告されたものである。この被害者の中で、90人（87％）が白人で、15人が黒人か他の少数民族のものであった。33人の黒人またはその他の少数民族の囚人が、白人を殺害したとして処刑されたが、黒人の被害者のみを殺害して処刑された白人はいない。1988年8月現在、727人の黒人が白人を殺害したとして死刑を宣告された。白人で黒人を殺害して死刑を宣告された者は43人に過ぎない。

1987年4月、連邦最高裁判所は *McCleskey v. Kemp* 事件で画期的な判決を下した。死刑が人種差別に基づいて科せられているという明らかな証拠があるにもかかわらず、ジョージア州の囚人 *McCleskey* に科せられた死刑を支持したのである（辻本義男「アメリカ合衆国の死刑状況（その1）1987年」中央学院大学法学論叢5巻2号（1992）〔以下、学院論叢5-2として引用〕7-9頁、24-27頁参照）。*McCleskey* 判決の後「人種公平法」(*Racial Justice Act*) という名称の法案が連邦議会で起草された。この法案は「人種差別的な死刑」を禁じ、人種差別に基づいて科せられたことが明らかな死刑を無効にしようというものであった。これは1988年の薬物乱用防止に関する包括法 (*Omunibus Anti-Drug Act*) の改正法案として連邦議会の上院に提出されたものであったが、1988年10月13日、討議のすえ52対35で否決された。この法案は連邦議会の下院にも提出されたが、なんらのアクションも行われなかった。しかし、次回に連邦議会に再び提出されるものと期待されている（22-23頁参照）。

2・2 ルイジアナ州の死刑に関する統計

1988年7月現在、ルイジアナ州には37人の死刑囚—うち20人が黒人、17人が白人、州の総人口に占める黒人の割合は約25パーセント—がいた。このうち9人は黒人の被害者を、そして27人は白人の被害者を殺害して死刑

を宣告された者である。1983年以降、ルイジアナ州で処刑された18人の囚人のうち、2人の囚人（ともに黒人）が黒人の被害者を殺害し、16人が白人の被害者を殺害した者である。「Louisiana Lifeline」の死刑に関する統計によれば、1986年と1987年には7人に死刑が宣告されたが、1988年には7月中旬現在死刑は宣告されていない。

ルイジアナ州は、テキサス州とカリフォルニア州に次ぎ、処刑州として注目に値する位置にある。1983年以降、ルイジアナ州で18人の囚人が電気処刑に付され、1987年のみで8人の囚人を処刑した—この年の最多処刑州一。この数は合衆国の州における人口1人当たり最高の処刑率であった。ルイジアナ州では処刑の決定が明確に行われ、処刑に関し十分な周知が行われているにもかかわらず、1987年には州の殺人率が3パーセントも増加したということは注目に値する。このことは処刑は凶悪犯罪を抑止するという死刑存置論者の主張に対し、疑いをはさむものであるとおもわれる。

3 1988年の処刑

1988年に11人が処刑された。これは1983年以降のどの年の処刑数よりも少ない年であった—1984年に21人、1985年と1986年にそれぞれ18人、1987年に25人。1976年に死刑の再度の導入が決定されて以来、総計104人の囚人が処刑された。1988年の処刑数の減少は、裁判所に上訴で係属中の事件の滞貨と、連邦最高裁判所によって処刑の猶予が認められたものがあることによるものであるが、このことは死刑を求刑する検察官や裁判所の死刑判決の減少という結果を引き出すものではなく、宣告される死刑判決は毎年約300件にのぼっている。1988年に処刑率が低下したということは、上訴を行う死刑囚の増加というきびしい状況下に司法制度がさらされているということの一つの現れであるともいえる。

4 1988年の死刑に関する重要な判決

1988年における死刑に関する重要な判決は以下の通りである。

1988年における処刑

1976年以降の累計	1988年の累計	氏名	処刑日	州	被告人の人種	被害者の人種と性別	有罪確定年	
94人	1人	Robert Streetman	1月7日	TX	W	W/F	1983年	精神病
95	2	Waye Felde	3月15日	LA	W	W/M	1980年	精神病(PTSD)
96	3	Willie Darden	3月15日	FL	B	W/M	1974年	無実の疑い
97	4	Leslie Lowenfield	4月13日	LA	B	3×B	1984年	精神病
98	5	Earl Clanton	4月14日	VA	B	B/F	1981年	不適切な弁護人 児童期に虐待
99	6	Arthur Bishop	6月10日	UT	W	5×W	1984年	志願兵
100	7	Edward Byrne	6月14日	LA	W	W/F	1985年	
101	8	James Messer	7月28日	GA	W	W/F	1980年	不適切な弁護人 精神病
102	9	Donald Franklin	11月3日	TX	B	W/F	1982年	
103	10	Jeffery Daugherty	11月11日	FL	W	W/F	1981年	
104	11	Raymond Landry	12月13日	TX	B	W/M	1983年	処刑に問題

注 FL: フロリダ州 GA: ジョージア州 LA: ルイジアナ州 TX: テキサス州

UT: ユタ州 VA: バージニア州

W: 白人 B: 黒人 M: 男性 F: 女性

合衆国における処刑 1976年～1988年(州別 処刑方法別)

テキサス州	29人(薬物)	ノースカロライナ州	3人(薬物)
フロリダ州	19人(電気)	アラバマ州	3人(電気)
ルイジアナ州	18人(電気)	ユタ州	3人(銃/薬物)
ジョージア州	13人(電気)	ネバダ州	2人(ガス/薬物)
バージニア州	7人(電気)	インディアナ州	2人(電気)
ミシシッピ州	3人(ガス)	サウスカロライナ州	2人(電気)

4・1 Thompson v. Oklahoma 事件（少年の処刑に関する判決）

1988年6月29日、連邦最高裁判所は5対3で William Wayne Thompson に科せられた死刑判決を破棄した。Thompson は義兄の殺害に関与したとして1984年1月に死刑を宣告された。彼は犯行時15歳であったが、オクラホマ州の死刑法は、死刑を科し得る最低年齢を規定していなかったため、凶悪な犯罪の場合、少年に対し成人同様の刑を科すことができるとした州法により起訴されたのである。

4人の裁判官は「進化する寛容の基準」に照らし、15歳の犯罪者の処刑は「残酷かつ異常な」ものであるとして憲法に反するとした。5人目の裁判官は、より厳しい判断基準によって死刑を破棄しなければならないとした。しかし、3人の少数意見の裁判官は、16歳以下の少年の処刑に反対する国家的合意は存在していないとした。

連邦最高裁判所は、それぞれ17歳と16歳の時に犯した犯罪につき死刑を宣告された2人の少年犯罪者の事件につき審理をすることにした。これらの事件—Stanford v. Kentucky 事件と Wilkins v. Missouri 事件で、最高裁判所は、はじめて犯行時18歳未満の者の処刑が連邦憲法の定める残酷かつ異常な刑罰の禁止に反するかどうかにつき判断を下すことになる—この判決は1989年に下されるものと予想されている（さきに連邦最高裁判所は Jose Martinez High 事件（High v. Zant 事件）の審理に同意したが、のちに High が死刑を宣告された犯罪を犯した時に18歳を超えていたことが明らかになったので、Kevin Stanford の事件とおきかえられた）。

4・2 Franklin v. Lynaugh 事件（テキサス州死刑法の合憲性）

1988年6月21日、連邦最高裁判所は Donald Gene Franklin の請願を6対3で却下した。Franklin は、陪審が刑を言い渡す際に、すべての軽減事由—刑務所内での行状が良好であったこと、および有罪につき疑いのあること—の完全な考慮を阻害されたので、その結果言い渡された死刑は憲法

に反するものであると主張していたものである。

テキサス州の死刑法は、陪審が全員一致で、(1)殺人が故意に行われ、(2)被告人は社会にたえず脅怖を与えるものである、と判断した場合、裁判官は死刑を宣告しなければならないというユニークなものであった。量刑陪審に提出された軽減証拠は、上記の2点にそって評価された(AMR 51/01/87, 23-24頁参照)。Franklinはこれら2つの「特別事項」(special issues)は、陪審の他の軽減事由の評価に対し制限を加えるものであり、それは「残酷かつ異常な刑罰」を禁じる連邦憲法修正第8条に反するものであると主張したのである。

連邦最高裁判所の多数意見は、死刑に直面している被告人は、量刑陪審に犯罪の性質、背景あるいは状況に関するすべての軽減証拠を提出することが認められているという最高裁判所の先例を制限したものであった—この判決は、テキサス州の269人の死刑囚の多くに影響を与えるものであった。4人の裁判官は、軽減証拠を提出するFranklinの権利は侵害されていないとし、州は憲法に基づいて、説示によって軽減事由を考慮する陪審の能力を制限することができるとした。2人の裁判官は多数意見に同意したが、州は陪審の軽減事由の考慮を多数意見が示唆した範囲に制限できるとは考えないとの意見を付した。少数意見の3人の裁判官は、テキサス州の陪審に対する説示は違憲であるとした。

連邦最高裁判所は、別のテキサス州の事件、Penry v. Lynaugh事件の審理を認めた。この事件も同様に陪審の軽減証拠の評価能力の制限に関するテキサス州法の合憲性を問題にしたものである。Johnny Paul Penryは精神薄弱者であり、知能指数は50ないし63であった。最高裁判所は2つの問題、すなわち(1)テキサス州の裁判所は、陪審に量刑に関する説示を行う際に、どのような状況下において被告人あるいは犯罪に関する軽減証拠を独自に評価することを認めるのか、(2)7歳の幼児の精神能力しかないPenryを処刑することが「残酷かつ異常な刑罰」であるかどうか、について判断するよう求められたものである。

4・3 Mill v. Maryland 事件

1988年6月6日、連邦最高裁判所は5対4で、メリーランド州の死刑裁判で、陪審に与えられる量刑の評決の形式が曖昧であり、軽減証拠に対する考慮を制限していると判決した。最高裁判所は、裁判の量刑段階で与えられる評決の形式は、陪審が全員一致で軽減事由が加重事由を凌駕していないことを認めたとときにのみ、陪審は被告人に死刑を言い渡すべきであるということを確認して説明していないとした。

この最高裁判所の判決は、評決の形式が曖昧な言葉でしか与えられていなかった陪審によって刑を言い渡されたメリーランド州の死刑囚のうちの約15人に対して、新たに量刑審理を行うべきであるという結果となりそうである。

4・4 Satterwhite v. Texas 事件

1988年5月31日、連邦最高裁判所は5対3で、その弁護人が知らないあいだに Satterwhite を診断した精神医の証言を公判で認めることは、弁護人の効果的な援助を求めることを認めた連邦憲法修正第6条の認める被告人の権利を侵害したものであるとしたが、このような過誤はときに「害なきもの」とみなされ、このような侵害が生じたときに、常に自動的に死刑判決を破棄するものとするとはできないと判決した（しかし、最高裁判所は、Satterwhite 事件においては「害がある」として、8対0でその死刑判決を破棄した）。

4・5 係属している事件

(1) Dugger v. Adams 事件（フロリダ州）

1988年3月、連邦最高裁判所は、フロリダ州の死刑裁判において、死刑適用の責任は陪審よりもむしろ上告裁判所しだいであると検察官が示唆することを認めるかどうかにつき判断することに同意した（フロリダ州では、

陪審の量刑の評決は、助言的なものであり、事実審裁判官が最終的な決定を行うことになっている)。

(2) *Teague v. Lane* 事件 (イリノイ州、死刑事件ではないが、死刑と密接な関係がある事件)

1988年3月、連邦最高裁判所は、連邦憲法修正第6条(とくに、被告人は公平な陪審による裁判を受ける権利を有する)が、人種差別的な理由で検察官が陪審候補者を拒否することを禁じているかどうかにつき判決することに同意した。

(3) *Zant v. Billy Moore* 事件 (ジョージア州)

1988年4月、連邦最高裁判所は、「正義の目的」はどのような状況の際に、上告人に反対の先例を法廷で争うことを認めるか、および、上告人が新しい主張を行ったとき、事前の上訴でその主張を提起しなかったことを理由としてその上訴を退けることができるか(手続的欠缺)について判決することに同意した。

(4) *South Carolina v. Gathers* 事件 (サウスカロライナ州)

1988年10月、連邦最高裁判所は、検察官は殺人の被害者の性格についてコメントすることが認められるか、および、*Booth v. Maryland* 事件(1987年)における最高裁判所の判決が覆されるかどうかにつき判決することに同意した(*Booth* 事件で、最高裁判所は、陪審は被害者の家族に対する殺人の影響につき告げられるべきでない、なぜならば、そのような情報は不適切であり、陪審を「過度に刺激する」ものであって容認することができないリスクを作り上げるからであると判決した)。

(5) *Murray v. Giarratano* 事件 (バージニア州)

1988年10月、連邦最高裁判所は、被告人は裁判所に意義のあるアクセスをすることが認められているという憲法上の要請は、死刑囚にヘイビラス・コーパスの上訴のための弁護士および訴訟費用を与えることをバージニア州に要求しているかどうかにつき判断することに同意した(16-18頁参照)。

4・6 Adamson v. Ricketts 事件（第9巡回控訴裁判所の判決）

1988年12月22日、第9巡回控訴裁判所は、アリゾナ州の死刑法を違憲として却下した。アリゾナ州の死刑法は、死刑相当の殺人事件において、陪審が被告人の有罪を認定した後、事実審裁判官がその事件の加重事由と軽減事由を考慮し、死刑を科すか否かを決定するとしていた。控訴審裁判官は、「陪審裁判に対する権利の歴史的な淵源が、この議論に対して不可欠の背景を与えるものである」として、陪審裁判に対する被告人の基本的な権利を侵害するものであると判決した。

この控訴裁判所の判決は、死刑裁判で裁判官に死刑を宣告する権限を認めている4州（アリゾナ州、アイダホ州、モンタナ州およびネブラスカ州）の死刑囚に影響を与えるものである。法律家は、この決定はアリゾナ州の死刑囚監房にいる84人の囚人すべての死刑判決を「必然的に無効」とするものであり、他の3州の35人の死刑を宣告された被収容者についても問題を提起するものであるとする。アリゾナ州は、この判決につき上訴した。

5 1988年の各州における進展

5・1 減刑

死刑事件において、減刑は依然として非常に稀にしか行われていない。州知事および恩赦・仮釈放委員会は、たとえ司法による審理がその欠点のために批判されたり、あるいは減刑を認めるその他の強力な根拠がある場合においても、囚人の有罪の決定と死刑を認めた裁判所の決定を覆すために介入することに明らかに気が進まないようである（AMR 51/01/87, 100-107頁、および学院論叢5-2, 13-15頁参照）。

(1) フロリダ州

1988年7月12日付の Miami Herald によれば、州の当局者が減刑を認めることに気が進まないのは「殺人者に慈悲を施して選挙に勝った政治家はいない」という政治的考慮に基づいているとして、減刑はもはやフロリダ

州では従来のように認められることはないであろうとした。

1925年から1965年の間に、フロリダ州では5人の死刑囚につき1人の割合で減刑が認められていた(268件のうち57件に)。しかし、Bob Graham 州知事と Bob Martinez 州知事は、1982年以降158件の死刑事件を審理したが、1人の囚人にも減刑を認めなかった。

Graham 州知事は、最初の任期の3年間はその前任者の行ったことを支持し、審理のために彼のもとに送られてきた38件の死刑事件のうち6件を減刑した。しかし、彼は減刑を行うためには代償を支払わなければならないことに気付いた。民主党員は犯罪に対して「ソフト」であるとして彼を非難し、彼も被害者の親族からよせられた怒りの声(請願)に圧倒された。1982年1月、再選を果たした後、Graham 州知事は死刑事件では2度と減刑を認めなかった。また、フロリダ州の Martinez 現州知事も、Graham 州知事の先例に従っている。両州知事も、政治のために自身の情熱がなくなったのだということを否定し、制度が改善され、境界事例的な事件は特赦委員会に係属する前に、取り除かれているからだと言っている。しかし Miami Herald によれば、境界事例的な事件は今なお存在しており、州知事に疑いをもたせ、死刑執行令状に署名することを躊躇させる「一種の中間領域」にそれら境界事例が委ねられているとしている。多くのフロリダ州の死刑囚は、死刑囚監房で長い期間を送るが、処刑されそうにない一種の中間地帯にとめおかれているのである。しかし、行政府があまりにも政治的に敏感であるので、死刑判決につき特赦を受けたり減刑されたりしそもないのが現実である。

(2) ルイジアナ州

ルイジアナ州の恩赦委員会は、1988年に死刑囚に減刑を認めるよう2度も勧告するという前例のないことを行った。しかし、州知事は2度とも委員会の助言にそった行為を行わなかった。1988年3月、委員会は Herbert Welcome—精神病で精神薄弱の—に対する減刑を勧告した。しかし、当時の Edwin Edwards 州知事はなんらの行動も行わず、Welcome はその上訴

の結論がでるまで死刑囚監房に拘禁されたままである(学院論叢5-2、42頁参照)。

裁判所が審理を拒否し、1988年8月25日に処刑が行われることになっていた Ronald Monroe の事件に対して、2度目の減刑の勧告が行われた。Monroe は1980年に有罪を宣告されたのであるが、その際には、他の者が殺人を行ったのであるとする無罪を証明する重要な証拠を提出することができなかった。1988年8月11日に行われた減刑の審理の後、恩赦委員会は Buddy Roemer 州知事(1988年3月に Edwards 州知事に代わった)に、「法の適正な手続きを奪われた」という勧告理由を付して、Monroe の刑を終身刑に軽減するよう勧告した。

Monroe は結局、ルイジアナ州最高裁判所により処刑の猶予を認められた。処刑が1988年12月8日に予定された際にもふたたび州最高裁判所は介入した。1988年末現在、Roemer 州知事は、恩赦委員会の減刑の勧告に従う意図があるかどうかに関しては態度を明らかにしていない(30-31頁参照)。

(3) ジョージア州

ジョージア州の恩赦・仮釈放委員会は、1988年12月に予定されていた処刑直前の Fred Davis の刑を終身刑に軽減した。この軽減に関して委員会はなんらの理由も示していないが、1988年の初めに、Davis の共犯者が精神薄弱であり、ジョージア州において死刑を科すことができないとして、仮釈放なしの終身刑を言い渡されている。

(4) モンタナ州

1985年に死刑を宣告された David Keith は、恩赦委員会の勧告に基づき1988年12月に減刑された。Keith は、逮捕の際に頭部を撃たれ、その傷のためになえず身体的な痛みを訴えていたと言われる。彼は任意に上訴を放棄し、処刑されることを求めている。彼の処刑は1988年12月1日に予定されていたが、処刑の猶予が求められ、その後死刑が減刑されたのである。

-46頁、学院論叢5-2、45-50頁参照)

学説によれば、死刑を宣告された囚人は、州および連邦の裁判所に対し、憲法上の理由に基づきその有罪の宣告および死刑の判決につき上訴する権利を有している。州は裁判所が選任した弁護人を、その最初の(自動的な)州最高裁判所への上訴の際には貧困な被告人に付するが、この段階の後の上訴に対しては、なんら資金的な援助を与えない。したがって、大部分の州で、その後の上訴は自身で法的代理を行うか、無報酬のボランティアである弁護人を見出すかの場合にのみ、上訴が可能となる—死刑囚は例外なしに貧困である。

バージニア州の死刑囚 Joseph Giarratano は、連邦地方裁判所に係属した民事訴訟で、この制度の合憲性につき異議申立てを行った。彼はバージニア州は死刑囚に適切で意義のある裁判所へのアクセスを与えていない、したがって、その有罪の決定に対し上訴する憲法上の権利が認められていないとした。死刑囚の上訴の「権利」は、たとえ多くの被収容者が貧困で弁護人を選任できなくても、また文盲あるいは精神障害であったとしても、そしてこのような結果自身で法的代理を行うことができないとしても、事実上は「無意味かつ空虚な抽象的なもの以外のなにものでもない」と主張した。

連邦地方裁判所は、バージニア州がその責務を果たしていないことを認め、1986年12月に、バージニア州に対し、ヘイピマス・コーパスの手続をとろうとする貧困、あるいはその他の障害を有する死刑囚を代理する弁護人を選任するように命じた(学院論叢5-2、47-49頁)。

バージニア州は、この連邦地方裁判所の判決に対し上訴した。1988年1月、3人の合議体による第4巡回控訴裁判所は2対1でこの地方裁判所の判決を覆した。多数意見は、バージニア州は上訴を提起しようとする被収容者に対して法律図書館と7人の制度化された弁護士を準備し、その責務を果たしているとし、Giarratano 自身の法的な行為が成功したのは、それらが十分に与えられていた証拠であると指摘した。

少数意見の裁判官は、囚人は不十分な刑務所の法律図書館しか与えられておらず、そのうえ、大部分は有罪判決後の上訴では、その複雑さのために有罪判決後に異議を申し立てるために法律書を効果的に利用することができないとした。7人の制度化された弁護士で、2,000人以上の囚人のニーズを満たそうとするが、囚人は限られた時間しか与えられず、その結果、限られた援助しか与えられず、憲法の要求する「裁判所への意味のあるアクセス」という法的援助の基準に達していないとした。

Giarratano 自身については、少数意見は、

「たしかに、多数意見は Giarratano は典型的なバージニア州の死刑囚であるとはいえないとした。Giarratano は『法律に詳しい受刑者』(jailhouse lawyer) のレベルを向上させ、有罪判決後の手続において他の被収容者を援助するのに役立っている。Giarratano が死刑囚監房で7年も過ごした理由は、バージニア州によって与えられたものではなく、彼自身の行為によるものである。記録によれば、バージニア州は法的援助を与えるために Giarratano と Marie Deans (州の機関でないバージニア州の刑務所連合の理事で、1983年以降、被収容者を代理する弁護士を募集している) に依存することで、意味のある裁判所へのアクセスを放棄していることは明らかである。」とした。

Giarratano が1988年6月3日、第4巡回控訴裁判所で行った審理を再度開いてほしいという請願は、さきの合議体の決定を6対4で覆した結果認められ、バージニア州の死刑囚は有罪宣告後の上訴において、州選任の弁護士を付される権利を有するとの地方裁判所の決定を支持した。

バージニア州は、他の19州と連合して第4巡回控訴裁判所の判決に対し上訴し、1988年10月31日、連邦最高裁判所はバージニア州の申立てを認め、裁判所に対する意義のあるアクセスを行う憲法上の権利は、州裁判所に対するヘイピアス・コーパスの上訴に対し弁護士と訴訟費用を与えることを州に要求しているかにつき判断することとした。その判決は、1989年上半

期に下されるようであり、それは有罪決定後の上訴につき自身を代理する権利を与えられていない他の州の死刑囚にも適用されることになるであろうと予想されている。

5・3 精神薄弱者の保護

1988年7月1日、ジョージア州で謀殺を犯したが「有罪であるが精神薄弱」であるとされた被告人に死刑を科すことを禁じる新法が施行された。ジョージア州はこのような法律を導入した最初の州である

ジョージア州は、かつて「精神障害の故に無罪」あるいは「有罪であるが精神病」とする評決を認めていたが、精神薄弱者に対しては特別な規定をおいていなかった。Michael Bowers 州司法長官は、新法を「前進であり、われわれが死刑を精神薄弱の死刑囚に科さないということを明確にする際の第一歩である」と述べた。

この法律は、1986年6月のジョージア州における Jerome Bowden の処刑に対する大規模な非難が推進したものである。Bowden の処刑は、恩赦・仮釈放委員会があらたに彼の知能指数に関するテストを行う間猶予された。知能指数が56と判明したにもかかわらず、委員会は彼は善悪の判断ができると結論し、処刑を行うことを認める表決を行った。

ジョージア州の法律と似た法律が、1988年末にテキサス州とバージニア州で考慮されていると報じられている。連邦最高裁判所は、1989年に精神障害者の処刑は連邦憲法の下で認められるかどうかにつき判断を下すものとおもわれる。目下係属中の事件である Penry v. Lynaugh 事件は、7歳の精神能力しかないテキサス州の死刑囚に関するものである。精神薄弱に関する多くの専門家や篤志団体が Johnny Paul Penry のためにアミカス・キュリィを提出し、死刑は精神薄弱の被告人に対する非難には適切なものではなく、それらの者を処刑することは、なんら有効な刑罰の目的に資するものではないとした。

6 少年の死刑（AMR 51/01/87, 65-75頁、および
学院論叢 5-2、15-22頁参照）。

最近、3人の少年犯罪者がアメリカ合衆国で処刑された—1985年9月11日に Charles Rumbaugh がテキサス州で、1986年1月10日に James Terry Roach がサウスカロライナ州で、1986年5月15日に Jay Pinkerton がテキサス州で処刑された。3人はともに死刑を宣告された犯罪を犯したときは17歳であった。アメリカ合衆国は、過去10年間に犯行時18歳未満の者を処刑したことが知られている5か国のうちの1か国に数えられている—他の4か国は、バングラデシュ、バルバドス、パキスタン、およびルワンダである。イランとイラクも少年犯罪者を処刑したという未確認の報告がある。

連邦最高裁判所は、1988年6月に「進化する寛容の基準」は15歳の少年の処刑を違憲とすると判決した(9頁参照)。犯行時にそれぞれ17歳と16歳であった他の2人の少年の事件が、最高裁判所で審理されるべく係属している。1988年6月に、最高裁判所は Jose Martinez High と Heath Wilkins の上訴を審理することを認めた。後に最高裁判所は High の犯行は18歳を越えていたことを発見し、彼の事件を Kevin Stanford の事件と置き換えた。Stanford (黒人) は、17歳のときに20歳の白人の女性を強姦して殺害したとして、有罪を宣告された。最高裁判所は、1989年の上半期に、憲法は17歳および16歳の犯罪者を処刑することを認めているかにつき判決することになっている。

死刑法をもつ合衆国の36州の中で、25州は犯行時18歳未満の者に死刑を科すことを認めたり、最低年齢を18歳未満としたり、なんら最低年齢を定めていなかったりする。

15州が、明文で18歳未満の最低年齢を規定している。すなわち、

モンタナ州.....	12歳
ミシシッピ州.....	13歳
アラバマ州・ミズリー州・ユタ州.....	14歳

アーカンソー州・ルイジアナ州・バージニア州	15歳
インディアナ州・ケンタッキー州・ネバダ州	16歳
ジョージア州・ニューハンプシャー州・ノースカロライナ州・ テキサス州	17歳

アリゾナ州・フロリダ州・オクラホマ州・サウスカロライナ州・ワシントン州・デラウェア州・アイダホ州・ペンシルバニア州・サウスダコタ州・ワイオミング州の10州が、最低年齢を定めていない。

少年に対する死刑に関する研究の第一人者であるクリーブランド州立大学の Victor Streib 教授によれば、1988年8月1日現在、12州に18歳未満に犯した犯罪で死刑に処せられた者が28人いる—これは全死刑囚の1.3パーセントに当たる。これらの犯罪者の年齢、人種、性別および被害者の人種は以下の通りである。

Streib 教授は、少年犯罪者に死刑を科すことは、最近非常に少なくなっていると言う(学院論叢5-2、19頁)。1987年に2人の少年が、そして1988年8月までに3人に死刑が宣告された。もっとも最近に少年に死刑を宣告

犯罪者犯行時の年齢	犯罪者の人種	犯罪者の性別
15歳……………2人*	黒人……………15人	男性……………26人
16歳……………6人	白人……………12人	女性……………2人
17歳……………20人	ヒスパニック…1人	

*15歳の犯罪者に言い渡した死刑を覆した1988年6月の Thompson v. Oklahoma 事件の連邦最高裁判所の判決によれば、犯行時15歳の他の2人の少年死刑囚—インディアナ州の Paula Cooper とルイジアナ州の Troy Dugar—が上訴によりその刑を破棄されている。

被害者の人種	被害者の性別
黒人……………26人	男性……………12人
白人……………3人	女性……………20人
ヒスパニック…2人	
不明……………1人	

したのはアリゾナ州とフロリダ州である。

1988年8月までに死刑を宣告された少年犯罪者は以下の通りである。

Jesus Jimenez（黒人）が、1986年11月30日に5歳のヒスパニックの女児を殺害して、1988年1月22日にアリゾナ州で死刑を言い渡された—犯行時17歳。

Bernell Hegwood（黒人）が、1987年5月23日に商店に押し入り、2人の男性と1人の女性を殺害して、1988年3月29日にフロリダ州で死刑を言い渡された—犯行時17歳。

Scott Hain（黒人）が、1987年10月6日に強盗、誘拐、放火および白人の男女を殺害して、1988年5月24日にオクラホマ州で死刑を言い渡された—犯行時17歳。

7 死刑の費用

最近の研究によれば、死刑は囚人を刑務所に終身拘禁するよりもはるかに多額の費用を納税者に負担させることが明らかになった。

カリフォルニア州では、死刑事件1件につき事実審および上訴の双方で裁判を維持するために少なくとも100万ドルはかかると州司法次官が言明した。1967年以降、カリフォルニア州では処刑は行われていないが、カリフォルニア州に死刑を再導入し、死刑を科すという16年間に及ぶ法的および政治的な戦いで、10億ドル以上を納税者は負担した。刑務官によれば、刑務所における平均余命を40年とすると、1人の被収容者を終身拘禁するのに約93万ドルかかることが明らかになった（The Sacramento Bee, 1988年3月28日付）。

別の研究による内輪な見積りによれば、フロリダ州は、1973年以降死刑に対し5,720万ドルを支出した。1人の被収容者を終身—約40年間—刑務所に拘禁する費用は約50万ドルとみられるが、処刑の場合は、囚人1人につき少なくとも317万ドルを支出している—終身刑の6倍の費用である（The Miami Herald, 1988年7月10日付）。

平均的な死刑事件は、弁護士に800時間以上の時間を要求する。連邦の裁判所で死刑囚の弁護費用を評価するために、1986年にアメリカ法曹協会が委託したマサチューセッツ州のある私的な刑事司法研究会社の調査結果によれば、私的な団体や篤志の弁護士から州が支給する弁護士に業務を移転した結果、ジョージア州の納税者は、1989年に死刑囚の弁護人に対し少なくとも157万ドルを負担しなければならないであろうといわれている。この157万ドルという数字は、州の裁判所への上訴で被収容者を代理する費用、州の検察官に対する費用、および死刑囚を刑務所に拘禁する費用を含んでいない（The Atlanta Constitution, 1988年8月1日付）。

オハイオ州の公選弁護士協会（Public Defender Association）は、オハイオ州では処刑1件につき100万ドルかかると見積もっている。

テキサス州の当局者は、死刑は州に18,320万ドルの支出となったと述べた（Lifelines, 1988年5-6月号）が、1988年末現在、テキサス州には274人の死刑囚がいて、1982年以降29人が処刑されているのである。

8 連邦法における死刑

1988年10月、連邦議会は全国的に拡大している薬物問題の撲滅を目的とした連邦法を可決した。この新法（1988年反薬物乱用法 Anti-Drug Act of 1988）は、薬物の乱用者と密売者に対し重罪を科し、薬物の密売、薬物関連の殺人、および法執行官の殺人で有罪とされた者に対し死刑を科すことを認めた改正法を含み、1988年11月18日、レーガン大統領の署名によって成立した。

極刑としての死刑も、薬物を扱う者に対してはなんらの犯罪抑止効果をあげず、海外に居住する薬物密売者のアメリカへの引渡しという複雑な問題も生じることから、薬物問題と戦うために制定された新法の死刑条項の効果につき、懐疑的な法執行官や検察官もいる。連邦の検察官と州の司法部の法律専門家によれば、外国政府の多くは死刑に直面するであろう国家に自国の国民を引渡すのに積極的でないとされる（International Her-

ald Tribune, 1988年7月27日付)。

Richard Thornburgh 連邦司法長官は、1988年10月のインタビューで、政府高官の暗殺を含む連邦犯罪に死刑の適用範囲を拡大するための立法的な努力を支持し、死刑は犯罪抑止効果を有すると考えると述べた (New York Times, 1988年10月19日付)。

この薬物立法とは別の、最近の連邦の死刑立法の試みは、必要な議会の承認段階を経ることができなかった。市民に適用される唯一の死刑法は、空賊に対するもので(航空機ハイジャックに関する殺人)、1973年に議会で可決されたものであるが、その死刑条項は今までに適用されたことがない。1985年の TWA 航空のハイジャックに関連して死刑相当の空賊罪として起訴された Mohamed Ali Hamadei は、連邦政府が彼の引渡の条件として死刑を適用しないと保障した後、1986年に西ドイツからアメリカに引き渡された。

軍人にも適用される軍事裁判統一法 (Uniform Code of Military Justice: UCMJ) は、死刑を科す条項を含んでおり、3人の元現役の軍人が同法により、殺人で有罪を宣告され、死刑を言い渡された (連邦法の死刑については、AMR 51/01/87, 156-161頁、学院論叢 5-2、10-11頁参照)。

9 無実の者を処刑するおそれ

無実の者に死刑を言い渡し処刑するおそれが、1988年にいくつかの事件で明らかにされた。合衆国の法制度が与える抑制と保障にもかかわらず、無実の者が合衆国で明らかに処刑されたとおわれ、また処刑が目前に迫っている者もいる。無実が明らかになって釈放された者がいる一方で、その有罪につき大きな疑問を投げかける証拠があるにもかかわらず、死刑囚監房に拘禁されたままの者もいる。

9・1 処刑された囚人

Edward Earl Johnson, 1987年5月20日にミシシッピ州で処刑された

(学院論叢 5-2、35-36頁参照)。

Johnson (黒人) は、ミシシッピ州の Walnut Grove で白人警官を殺害したとして有罪を宣告された。犯行時18歳で、前科のなかった Johnson は、逮捕され殺人の目撃証人の面前に連れ出された。証人は白人女性で、彼女の家の前で警官が射殺されたのである。証人は Johnson を幼いときから知っており、彼は殺人者でないと主張し、証人が見た犯人は、顔一面に髭を生やした、がっしりした体つきの黒人であったと証言した。Johnson は細身で髭を生やしていなかった。

Johnson はいったん釈放されたが、再び逮捕された。彼は「逃亡しようとした」という口実で射殺すると脅かされて、警官が口述した「自白調書」に署名することを強要されたと述べている。後にその「自白」を取り消したにもかかわらず、その「自白」は裁判で証拠として提出された。これを知った目撃証人は考えを変えて、Johnson が殺人犯であったと証言した。

Johnson の処刑前の何日かが、「5月の14日間」(Fourteen Days in May) というタイトルで BBC のテレビ・ドキュメントのテーマとなった(わが国でも同名のタイトルで1989年5月23日に NHK ワールド TV スペシャルで放映された)。そこでは、刑務官や教誨師は Johnson の有罪を疑問とおもっていると語っていた。Johnson は無実を主張しながら処刑されたのである。

BBC は、追跡報道のドキュメントを作製するために、1988年初めにミシシッピ州を再び訪れた。このドキュメント「The Journey」(わが国では、「続・5月の14日間」のタイトルで毎日放送で放映された)の中で、Johnson の弁護人であった弁護士が真犯人を明らかにしようとしてこの事件を追跡調査した。Johnson の家族や、犯行のあった夜に Johnson を見たと証言した地域の人々の証言で、Johnson の行動が正確に説明され、殺人現場にいなかったことが明らかにされた。何人かの住民は、殺人を犯したとおもわれる他の町の男性の名をあげた。その男は、犯行後に町を出て戻ってこなかった。この男は目撃証人のいう殺人犯に合致しているようにおもわれた。

BBC のドキュメンタリー・フィルムは、真犯人を決定的には確認しなかったが、Johnson が有罪とされた証拠につき非常に重要な疑問を提起した。Johnson の弁護人はミシシッピ州に対して民事訴訟を提起して、Johnson の無実を明らかにするためにヘイビアス・コーパス令状を得ようとしている。

Willie Jasper Darden、1988年3月15日フロリダ州で処刑された（学院論叢5-2、31-34頁参照）。

Darden は、1973年に家具商での強盗未遂の際に、白人の Carl Turman を殺害し、有罪を宣告された黒人である。Darden は2人の目撃証人により有罪とされた。1人は被害者の妻で、最初の警察での供述では、犯人を記憶していないと述べたが、後に起訴審理に出席していた唯一の黒人であった Darden を犯人であると確認した。別の証人は、Darden の氏名と逮捕の日付のついた写真で Darden を犯人と確認した。

1986年末までに、完全に別個の2人の証人によるアリバイ証拠が明らかになり、Darden は犯罪が発生した時には殺人現場から遠く離れたところにいたとされた。この新証拠は、裁判所で請求の実体について審理されず、その申立てが Darden の最初の請願でなされたものでないことが手続きの濫用とみなされて退けられてしまった。

1986年6月、新証拠が明らかになる前に、連邦最高裁判所は5対4の僅差で Darden の有罪と死刑を支持した。少数意見の裁判官は多数意見を非難して、この事件は公正な裁判を受けていない者を進んで死に追いやるものであるとし「公正と信頼のレベルを低下させることを容認し、良心的な検察官を尻込みさせるものである」と主張した。

1988年1月、フロリダ州の Bob Martinez 州知事は、2月3日に処刑を定めた6度目の死刑執行令状に署名した。連邦最高裁判所は事件を審理する請願を考慮するために、1月25日に処刑の猶予を決定したが、3月7日に6対3で事件の審理は退けられた。

Martinez 州知事は、即座に新しい死刑執行令状に署名し、7日後に処刑するように命じた—弁護人は新たな上訴のための準備の余裕はほとんどなかった(通常、処刑前に30日ないし60日が与えられる)。フロリダ州のこの先例のない7日後に処刑という死刑執行令状は、「長期間待たすことが適切とは思われない」ことと、この事件自体が多くの裁判所で何度も審理されたからであるとされた。減刑を求める訴えが、ソ連の人権擁護の古強者である Andrei Sakharov から、そして合衆国はいうまでもなく世界中の著名人から寄せられた。

Willie Darden は、1988年3月15日に処刑された。彼は他の誰よりも長く14年間も死刑囚監房で過ごした。最後の最後まで無実を訴え、処刑直前の声明は「私は逮捕された訴因では無罪です。今日私が処刑される訴因についても無罪です」というものであった。

9・2 無実とおもわれる死刑囚

1988年7月11日付の Miami Herald は、合衆国の諸州で、14人の死刑囚が無実と判明し、釈放されたと報じた。Hugo Adam Bedau と Michael L. Radelet は、その論文「Miscarriages of Justice in Potentially Capital Cases」(Stanford Law Review, Vol. 40, No.1, November 1987)の中で、349人の無実の事例を明らかにした。最近のもっとも著名な事件は、フロリダ州の Joseph Green Brown (Shabaka) 事件である(学院論叢5-2、30-31頁参照)。Brown は、死刑囚として13年間を過ごし、1983年には処刑直前にまで追い込まれた。彼は共犯と共に不法侵入罪を犯したことを自白したが、共犯は Brown を殺人で告訴することでうまく切り抜けた。しかし、10年以上も経ってから共犯を嘘をついていたことを認め、また専門家も Brown の銃が殺人に用いられた武器でなかったことを明らかにし、1987年3月、Brown は釈放された。

さらに、テキサス州の3つの事件で、誤判が主張されたために、1988年に広く知られることになった—Randall Dale Adams 事件、Clarence

Brandley 事件および Kerry Max Cook 事件がそれである。

(1) Randall Dale Adams は、1976年の警官殺しで死刑を宣告された。彼は法技術的な理由で連邦最高裁判所により終身刑に減刑され、かろうじて死刑を免れた。その後、Adams 事件の重要な検察側の証人で、有罪が確定していた殺人犯の David Harris が、自身の利益のために嘘を言い、無実の Adams を陥れたと述べた。Adams 事件は、1988年に Errol Morris による「The Thin Blue Line」というタイトルのドキュメンタリー・フィルムで検証された。このフィルムは、Adams 事件の裁判の公正さについて重大な疑問を投げかけた。暴露された証拠は、新たに裁判をもとめるための請願の根拠となり、1988年11月に Larry Harris 裁判官の下で審理が行われた。David Harris は重大な不正義の責めを負わなくてはならないとして自白し、Adams は射殺に関係なかったと証言した。Adams の裁判で Adams に不利な証言を行った州側の証人は偽証したことを認め、ダラスの地方検事が Adams の無実を立証する証拠を隠したと述べた。

1988年12月2日、Larry Harris 裁判官は Adams は公正な裁判を受けていなかったとして、テキサス州の控訴裁判所に新しく裁判を行うように勧告し、陪審は Adams は有罪でないことを認めていると述べた。

(2) Clarence Brandley—黒人の用務員—はテキサス州における白人の女学生に対する強姦殺人で1981年に有罪を宣告され、死刑を言い渡された(学院論叢5-2、29-30頁参照)。Brandley は無実であり、この事件は仕組まれたものであると主張した。1987年10月、証拠の再検討のために退職した州の裁判官が任命された。この裁判官は Brandley に対して行われた法手続を「人種偏見、偽証、脅迫された証言の効果が織りなすショッキングなシナリオ」と非難し、即座に再審理が行われるべきであると勧告したが、テキサス州の控訴裁判所は、その決定までに1年以上の期間を費やした。1988年末現在、いまだに新しい審理のための命令はなされておらず、Brandley は死刑を言い渡されたままの状態である。

(3) Kerry Max Cook は、1977年の女性殺しで1978年にテキサス州で死

刑を宣告された。この事件を長く調査していたグラスの新聞が、1988年に多くの記事を発表し、Cookの有罪は信頼できず、無実かもしれないと報じた。とくに決定的な検察側の証人が、寛大な取扱と引換えに嘘をついていたことを認め、後にその証言を取り消した。新聞はこの事件で、「まやかし」の捜査を行った警察と、歪められた証拠に対する「あまりにも熱心」な検察官を批判した。殺人があった夜、被害者のアパートで男性を見た隣人は、その男性が短い銀色の髪であったと話していた。しかし、この隣人の女性は後に、Cookが犯罪が発生したときには黒い肩まである長髪であったにもかかわらず、Cookを目撃した男性であると確認したのである。

(4) Joseph Giarratanoは、1979年2月にBarbara KlineとMichelle Klineの殺人で有罪を宣告され、バージニア州で死刑を言い渡された。被害者は彼と一緒にアパートにいた友人であった。Giarratanoは殺人を犯した覚えはなかったが、薬物とアルコールによる一時的な意識障害からさめたときにはソファのうえに横たわっていて、アパートの別の部屋に2人の死体が横たわっているのを発見したことを思い出した。Giarratanoは長い間薬物に依存していたので、精神が混乱した状態のなかで、友人を殺したのに違いないと思い警察に自首した。犯罪について何も説明できなかったが、警察が用意した自白調書に署名をした。何か月後に、Giarratanoは自殺を企てた。裁判の前に、彼が犯したことは死に値するものであるから、終身刑と引換えに有罪の答弁をという検察官の誘いを断っていた。

1988年にGiarratanoの弁護人は事件を再調査し、裁判の際にうまく説明できなかったり、追跡調査ができなかった手落ちがあったことや、矛盾のある記録、病歴などを発見した。Michelle Klineを強姦したとされる者の血液型と、Giarratanoのそれとが一致するかのテストが行われた記録もなかったし、被害者の体内から精液も発見されていなかった。多くの毛髪のサンプルと指紋が発見されていたが、1本の毛髪がGiarratanoの毛髪と一致すると報告された以外、残りの6本の毛髪は一致しなかったと言われ、確認されないままに放置されていた。Giarratanoの多くの指紋に加え

て、5つの指紋があったがそれも確認されないままであった。

Barbara Kline は刺されて出血多量で死亡していたが、Giarratano の衣服には血液がついていなかった。しかし、犯行の現場写真にははっきりと血のついた足跡が写っていた。足跡は、犯行の夜に Giarratano が履いていた靴と一致しなかったといわれる。

1988年7月、調査者が発見した事実を盛り込んだヘイビース・コーパスの上訴が連邦地方裁判所に提起され、その中で、Giarratano は自身の虚偽の自白に基づいて有罪とされたものであり、裁判を受ける能力に欠けているものであると主張した。Giarratano は、逮捕後、突然の薬物の禁断で虚脱症状を呈し、長年にわたる薬物とアルコール依存で、裁判時には脳障害にかかっていた。1988年12月6日、連邦地方裁判所の裁判官はその上訴を棄却した。

(5) Robert McDowell (黒人) は、4歳の白人の少女を殺害して有罪を宣告され、1979年にノースカロライナ州で死刑を言い渡された。彼に対する唯一の証拠は、被害者の14歳になる伯母の目撃証言であった。しかし、1981年に McDowell が処刑される直前に被害者の母親が警察に電話をして、保安官補に McDowell は殺人犯でないので処刑しないでほしいと頼んだといわれる。保安官補はそれを裁判官に告げ、裁判官は処刑を猶予した。被害者の母親は検察官に尋問された結果、保安官補に電話したことを否定した。また、保安官補は今後この事件に一切関与しないように命じられたということである。

McDowell の弁護人がさらに調査した結果、犯罪の目撃証人は最初警察に殺人犯は白人の男性だと証言していたことが明らかになったが、その証言は検察官によって隠されていた。さらに McDowell と目撃証人は、犯行前からお互いによく知っていたという証拠も提出されなかった。証人は McDowell の名前を知っており、彼女が見た殺人犯であったとすれば即座に彼を確認できたはずであった。被害者の家族がナイフを持った白人の浮浪者を家の近くで見たと2度も報告したこと—2度目は殺人が発生した数

時間前であった—も隠されていた。

これらの証拠によって、1981年に新たに裁判を行うことが命じられたが、1984年1月にこの命令は法技術的な理由でノースカロライナ州最高裁判所によって覆された。しかし、1988年6月、第4巡回控訴裁判所が3対0で、McDowellは法の適正な手続の権利を侵害されたとして、新たに裁判を行うべきであるとした。裁判所の合議体は、目撃証人のMcDowellの確認には重大な瑕疵があるとし、証言の真実性に関する疑いは「McDowellの有罪につき、合理的な疑いをいだかせるものである」とした。現在新しい裁判が行われている。

(6) Ronald Monroeは隣人のLenora Collinsを殺害したとして有罪を宣告された。Collinsは1977年9月10日に自宅で刺殺されていた。Monroeは1980年にルイジアナ州で死刑を言い渡された。1980年に行われた裁判では、Monroeに対する唯一の証拠は被害者の2人の子供—母親が殺されたときは11歳と12歳であった—の証言であった。犯罪とMonroeを結びつける兇器も、指紋も、血痕もその他の法医学的な証拠も存在しなかった。Monroeと彼の母親は、犯行が行われた夜は田舎のバーから戻ってきて家で寝ていたと主張した。

有罪が宣告された後、その有罪に疑いをなげかける重大な新証拠が発見された。Lenora Collinsの前夫George Stinsonが、1980年7月にミシガン州で別の妻Erma Jean Loftonを殺害して有罪を宣告されていたうえに、1959年にも彼は最初の妻のMarie Lendo Leeの殺人未遂を犯していた。3人の被害者—Lee、Collins、そしてLofton—はStinsonと別かれようと決心した直後に刺殺されていた。これと対照的にMonroeには暴力犯罪に関する前科がなかった。

1980年9月、Stinsonが3番目の妻の殺人に関連してミシガン州の警察で取り調べられた際に、同房者にニューオーリンズの妻—Lenora Collins—も殺したと話したといわれる。ミシガン州の警察は、Stinsonが証人を脅かす傾向があることも知っていた。1988年末に、StinsonがLenora Collins

の娘—Monroe を有罪にした証言をした 2 人の目撃者のうちの 1 人—に性的虐待を加えて脅かしていたことを示す証拠が明らかになった。

Monroe の弁護人は、その担当した事件で行った調査は完全といえるものでなく、Stinson が Lenora Collins の殺害直前にその家の近くで Collins の家がどこかを尋ねていたのを目撃されていたにもかかわらず、Stinson を捜しだしたり、彼を犯罪と結びつける努力を一切しなかったことを認めた。

ヘイピラス・コーパスの手続きで、1984年2月に連邦地方裁判所は、自白と解釈することができる Stinson の陳述が、Monroe の有罪につき合理的な疑いをいだかせたにもかかわらず、ルイジアナ州の警察がそれを Monroe の弁護人に使用させなかったことは、Monroe の憲法上の権利を侵害したものであるとした。すなわち、裁判所は、ルイジアナ州の当局者は Monroe が有罪とされ、死刑が宣告された犯罪につき無実であることを示す証拠を弁護人、ひいては一般の人々から隠してしまったのであると判断したのである。しかし、違憲であるにもかかわらず、裁判所は Monroe に新しく裁判を受ける資格があることには特に言及しなかった。連邦最高裁判所は、1988年8月23日に、この事件を審査することを拒んだ。Thurgood Marshall 裁判官は、裁判所がこの事件を審理することを拒むことに反対し、隠された証拠は「無罪を強力に証明するものである」とした。

Monroe は1988年8月25日に処刑されることになっている。8月22日の特赦に関する聴問の後、ルイジアナ州恩赦委員会は州知事に死刑を終身刑に減刑するようにという異例の勧告を行った。委員会は、その勧告の理由として「適正な法の手続きの剥奪」を挙げた。Monroe が電気処刑に付される予定日の2日前に、ルイジアナ州最高裁判所は処刑の猶予を与えたが、再び1988年12月8日に処刑が予定された。Monroe はまたもルイジアナ州最高裁判所から処刑の猶予を得た。1988年末現在、Roemer 州知事は恩赦委員会の減刑の勧告にも従わず、Monroe は死刑を言い渡されたままの状態である。

10 1988年に処刑された囚人たち

10・1 Robert Streetman (テキサス州) 1月7日に薬物注射により処刑

Streetman は、1982年12月に Christine Baker の家に押込盗に入り、彼女を殺害したとして有罪を宣告された。Streetman と他の3人が強盗を計画し、実行したとき彼は22歳であった。

この事件はいくつかの重要な問題を提起した。Streetman に死刑を科すことが公平かが問題となったのである—3人の共犯者のうちの2人は、Streetman の裁判の際に検察官に協力することと引換えに服役することを免れたのである。この事件は、テキサス州の死刑法の問題点も明らかにした。(9-10頁の Franklin v. Lynaugh 事件および Penry v. Lynaugh 事件参照。後者は連邦最高裁判所に係属中である)。また、処刑手続きの残虐性も問題の一つである。Streetman は、真夜中から午前3時過ぎまで、処刑場の車輪付の寝台に革ベルトで結わえ付けられたままで薬物注射の準備が整うのを待ち続けた。連邦最高裁判所が4対4で行き詰まった状態にあったにもかかわらず、また、Streetman の弁護人が処刑の猶予を勝ち取る勝算が充分にあった文書による申立てを最高裁判所に行う前に処刑を認めたという法手続きも批判されなければならない。

幼いときに「危うく生命を失うところであった」といわれた Streetman は、幼年期から頭部のひどい障害があり、そのため、常に妄想と幻覚を含む一連の精神的な問題に苦しんでいた。彼は8歳の時に薬物になじみ、14歳で学校を中退し、ときどき油井槽で働いていた。

1988年1月8日付の New York Times によれば、Streetman の共犯の1人は保護観察に付され、他の1人も起訴を免れ、3人目の共犯だけが45年の刑期に服していた。Streetman は4人の中でただ1人死刑相当として有罪を宣告されたのである。共犯者のうちの2人は、寛大な取り計らいをしてもらうことと引換えに検察側に協力したのであった。

Streetman の処刑の際に、連邦最高裁判所はテキサス州の別の死刑囚、Donald Gene Franklin の請願の申立てを考慮していた。Franklin は、テキサス州の量刑陪審は、囚人の将来における危険性に関する軽減証拠を考慮するべく適切な説示を行われていたかどうかを問題にしていた。この問題は、Streetman の事件にも関連するものであった。Brennan 裁判官は、陪審に提出された軽減証拠を決定する際に Streetman の弁護人が直面したディレンマを以下のように雄弁に説明した。

「…記録によれば、Streetman は小学5年生の時に負った怪我による精神病の病歴があり、それは他のどの管轄においても軽減証拠と考えられるであろうことは明らかである。しかし彼に対する死刑を容認した陪審は、この証拠から1つの断定、すなわち、Streetman は将来の危険性という事実上の脅威を有しているという断定をくだしただけである。Streetman は、テキサス州においては、被告人が死刑に十分値するものでないと陪審に同情あるいは確信させる証拠が、死刑を支持する場合にのみ機能する要素に変形してしまっているとして異議を申し立てた。…実際、陪審に対し2番目の質問はその言葉が意味すること以上のものを意味しているという説示をしない限り、陪審はディレンマ、すなわち、その証拠を採用し、その証拠を第2の質問に肯定的に答えるために用いるか、あるいはその証拠を完全に排除するかのディレンマに直面するのである。」(Streetman v. Lynaugh 事件における Brennan 裁判官の少数意見 1988年1月7日)

連邦最高裁判所は、Streetman に対する処刑の猶予に先立って、Franklin 事件でこの問題を考慮していたが、Streetman 事件では4対4で暗礁に乗り上げてしまった一下級の連邦地方裁判所の請願の棄却を覆し、処刑を猶予する多数意見を構成するにはもう1票必要であった。Brennan 裁判官は少数意見で以下のように述べている。

「Streetman 事件に Franklin 判決を適用するにはこの裁判所

の票で十分であるにもかかわらず、Streetmanに処刑の猶予を認めるにはこの票では足りないのである。もし、Streetmanが銀行強盗で有罪となったのであれば、これは重大なことではない。最高裁判所はFranklin事件の判決が出るまで、Streetman事件を留保し、その後に適当な行動をとろうとしている。しかし、死刑は特別なものである。死刑という刑罰の特異性のために、われわれがヘイビース・コーパスの請願に与えることができる救済をStreetmanに与えることができないのである。Streetman事件はわれわれがFranklin事件を解決するはるか前に議論されるべきものである。なぜならば、Streetmanは死刑に処せられるからである。」(Streetman v. Lynaugh 事件における Brennan 裁判官の少数意見 1988年1月7日)

連邦最高裁判所は1月7日の早朝に慎重な審議を行った。Streetmanはテキサス州 Huntsville の刑務所で寝台に結わえ付けられたまま処刑を待っていた。最高裁判所は午前1時48分に処刑の猶予を退けたが、第2の請願が最高裁判所に提出されたかどうかの混乱のためにさらに処刑が遅れた。

Streetmanの弁護人は、最高裁判所からわずかに異なった論点を提起した申立てを新たに行えば、ほとんど確実に処刑の猶予を得ることができるであろうと知らされていた。そのため、弁護人は新たに提出する文書を作成するための時間が与えられるように一時的な執行の猶予を求めて、州知事と州の司法長官と接触するため1時間半を費やした。午前3時19分、州の司法長官が刑務所職員に刑の執行を命じた時も、弁護人は州知事と州司法長官に接触しようと努力していた。7分後、Streetmanの死亡が宣告される直前に、知事室から刑務所に電話があり、連邦最高裁判所が上訴のための新しい申立てを考慮するための準備をしているとの電話があったといわれる。刑務所のスポークスマンの話によれば、州知事は「進行中であるかどうか」を知ろうとしたのであるが、その時にはもうすべてが遅すぎた。

Streetman は死亡していたのである。

Streetman は今年テキサス州で処刑された3人の囚人のなかの1人である。テキサス州の死刑法に定める、陪審に与える量刑に関する説示の合憲性についての連邦最高裁判所の判決を待っている間に、多くの他の死刑事件で処刑の猶予が認められた。

10・2 Wayne Felde（ルイジアナ州）3月15日に電気処刑

Wayne Felde は1980年に警官殺しで死刑を言い渡された。警官の Glen Tompkins は酩酊した Felde を逮捕し、車に乗せて拘置所に連行する途中で射殺された。Felde 自身もその直後に彼を逮捕しようとした警官に撃たれて重傷を負った。

Felde はベトナム帰還兵で「トンネルの鼠」（トンネルに潜んでいる敵を発見するのを専門にする兵士）として、激しい戦争に加わっていた。ベトナムから帰還したとき、家族は彼の人格がひどく変わってしまっているのに気付いた。むら気、短気となり、鬱の状態と心理的外傷の「フラッシュ・バック」の傾向を示していた。Felde の軍歴はベトナム戦争帰還直後から、一連の規律違反と常軌を逸した理性のない行動を示していた。

1979年8月、殺人で逮捕された後、Felde はベトナム戦争帰還兵の精神病の研究を専門とする心理学の専門家と心理学の教授の検査を受けた。心理学者は、Felde を慢性的外傷後ストレス性障害 (PTSD) であるとした。症候は、典型的な鬱病で、心理的外傷がフラッシュ・バックし衝動を押さえることができず、暴力的な爆発的行動と自殺傾向を含むものであった。アメリカ精神医学会は、1980年になってはじめて PTSD を真正の精神障害であることを認めたが、今日にいたるまでこの精神病についての詳しいことは分かっていない。Felde は、ルイジアナ州で死刑相当犯罪で起訴され、PTSD により刑事責任能力を欠くため無罪であると主張した最初の被告人であるといわれる。しかし、州が指名した複数の精神医は、責任能力ありと判断したのである。

裁判で、PTSDによる鬱状態のために、Feldeは陪審に死刑を科してくれるように求めた。弁護人は量刑審理でなんらの軽減事由も提出せず、Feldeの死刑にしてほしいという希望を支持した。のちにFeldeはこの希望を取消し、上訴を行った。

10・3 William Darden (フロリダ州) 3月15日に電気処刑

William Jasper Darden裁判は公平を欠くとして広く批判され、その有罪は疑わしいものであると多くの者が考えている(25-26頁参照)。

10・4 Leslie Lawenfield (ルイジアナ州) 4月13日に電気処刑

ガイアナ人であるLawenfieldは、1982年8月に仲が疎くなったガールフレンドとその家族4人の殺人で逮捕され、1984年5月に有罪を宣告され、死刑を言い渡された。彼は裁判を受ける能力ありとされたが、彼を診断した3人の精神医は「極度のパラノイア」および「原始反応」であるとした。

裁判の量刑段階で、陪審は終身刑を科すか死刑を科すかを決定することができず行き詰まった。裁判官は陪審員のそれぞれから意見を聞き、補足的な説示を行い、討議を継続するように命じた。結局、陪審は全員一致で合意に達し、死刑を言い渡した。ルイジアナ州法によれば、死刑裁判で陪審が全員一致で量刑を決定できないときは、仮釈放なしの終身刑ということになっていた。

1987年6月、連邦最高裁判所はLawenfieldの裁判で、裁判官が陪審に死刑にするように強制したかどうかを判断することを認めた。Lawenfieldの弁護人は、死刑を科すかどうかについて合意にいたらないときは、陪審に与えられる補足的説示には制限が付けられるべきであると主張した。しかし、1988年1月、最高裁判所は5対3で事実審裁判官は陪審に審議を継続するよう強制しても憲法に反しないと決定した。

処刑日が決定された後、Lawenfieldは精神異常であるという明白な理由を示すことができれば無能力とされる「精神状態を審理する命令」(sanity

commission) を求めた。この申請は、Lawenfield は妄想性分裂病で「死刑がどのようなものであるかを理解できない」と診断した臨床精神医の宣誓供述書によって支持された。州は専門家の意見も、あるいは証明を退ける証拠も提出しなかったが、州の裁判所は意見も付さず、説明も行わないで Lawenfield の申請を却下した。予定された処刑の30分前に、連邦地方裁判所は Lawenfield は「切迫した処刑の意味を理解する能力がある」としてヘイビアス・コーパスの請願を退けた。これは、Lawenfield の弁護人に前もって通知することなく、そしてヘイビアス・コーパスの請願が係属する前に行われた地方裁判所の裁判官と精神医との一方的な会話に基づいたものであった。

処刑の日、連邦最高裁判所は 5 対 4 の僅差で執行の猶予を退けた。Brennan と Marshall の両裁判官は少数意見であった。Brennan 裁判官は州と連邦の裁判所を強く非難して以下のように述べた。

「この処刑は当裁判所の先例と、秩序ある正義のもっとも基本的な原則を嘲笑するものである。Ford v. Wainwright 判決で…多数意見は…修正第 8 条は、事実審後囚人が精神異常となったことを示す識閥にあるかについての審理をすくなくとも一度行うことを求めた…。」

「ルイジアナ州の裁判所は、救済の拒否についてはなんらの説明も行わず、すべての死刑囚にロシアン・ルーレットの恐ろしいゲームを挑んだのである。そこにおいては、各人は精神異常になったことを示す識閥にある、あるいはその結果に苦しんでいるという荒っぽい推理を行わなければならないのである…。」

「より酷いことは、地方裁判所が行った不正義である。それは請願者を妄想性分裂病と断定しながら、それにもかかわらず、修正第 8 条は精神異常の囚人に死刑を執行することを禁じているとする当裁判所の明確な説示を軽視したのである。」

(Ford v. Wainwright 事件における精神障害についての連邦最高裁判所

の判決の詳細については、AMR 51/01/87, 80-81, 218-219頁を参照)。

10・5 Earl Clanton (バージニア州) 4月14日に電気処刑

Earl Clanton は、1980年11月に隣人の女性の家に押し入り、その女性を殺害し、有罪を宣告された。

1986年7月、連邦地方裁判所の裁判官は、Clanton の弁護人の不都合を理由に死刑判決を覆した。その弁護人は今までに死刑事件を扱ったことがなく、事実審理の時間を含めて依頼人と8時間をとともに過ごしたのみであった。弁護人は依頼人が有罪であると考えていたようで、陪審が評決のために退席するまで、事実審における量刑段階の準備をしなかった(合衆国においては、死刑裁判では、陪審は被告人の有罪か無罪が決定された後、終身刑を科すか死刑を科すかについて別個に審理を行う)。

連邦最高裁判所は事実審における弁護人が可能な軽減要因を調査せず、事実審における量刑段階の際にも、依頼人の親族や知人に面接もしなかったことを認め、その依頼人が「ひどい少年時代」を送ったと疑わせる生育史の背後に、充分過ぎるほどの軽減証拠があったことも認めた。最高裁判所は、Clanton がその不安定な家庭生活—父が彼をひどく虐待し、継母は彼を性的に苦しめ、実母は売春婦でヘロイン中毒であった—について証言した点について、その証拠を審理することを認めた。

連邦最高裁判所は、弁護人は「軽減証拠を獲得するためのわずかな努力もせず、意図的ではないとしても、その職業上の義務を完全に放棄したに等しいものである」と結論した。そして、もし陪審がこの証拠を知ったならば、すくなくとも1人の陪審員は死刑を正当化できないとしたであろうという、合理的な可能性があることも認めた。バージニア州法によれば、死刑裁判の量刑段階において評決不成立の場合、終身刑を科すことになっている。

連邦地方裁判所が死刑判決を破棄したことによって、Clanton は死刑囚監房から出され、一般の囚人とともに1年を過ごした。しかし、バージニ

ア州は第4巡回控訴裁判所に控訴した。同裁判所は、弁護人の行為に「なんら不十分なところはなかった」として再び死刑を言い渡し、連邦最高裁判所も1987年に事件の審理を拒否した。

10・6 Arthur Bishop (ユタ州) 6月10日に薬物注射により処刑

Arthur Bishop は、上訴を放棄して処刑された。モルモン教の元宣教師であった Bishop は、5人の子供を殺害して有罪を宣告された。彼は上訴を諦めて処刑されることが被害者の家族に満足を与えるものとして、処刑を選んだのである。

10・7 Edward Byrne (ルイジアナ州) 6月14日に電気処刑

Edward Byrne (28歳) は、1976年以降合衆国で処刑された100人目の囚人となった。彼は1984年にガソリン・スタンドに押し入り、女性キャッシャーの Roberta Johnson (25歳) を殺害し、有罪を宣告された。

10・8 James Messer (ジョージア州) 7月28日に電気処刑

James Messer は、1979年に姪を殺害したことを自白して、死刑を宣告された。彼の弁護人は、その弁護活動が「不合理で偏見にみちたものである」とか、「当事者主義的手続を完全に破壊したもの」とか、「言語道断な弁護活動で、職業倫理に反するもの」と多くの連邦裁判所で非難された。

Messer が犯行時に精神障害であったとの証拠—前科がなく、雇用状態も良好で、軍務に立派に服していた—を提出せず、可能であったにもかかわらず弁護側の証人の召還も行わず、犯した犯罪の恐ろしさを強調し、陪審に死刑がもっとも適当な刑罰であることを示唆しただけであると非難されたのである。

のちに、ある連邦の治安判事は、Messer がその事実審で適切な法的代理を受ける権利を認められなかったことを認めた。しかし、それにもかかわらず連邦の裁判所は、事実審の結果は弁護人の職務倫理に反する行為によ

るものではないとして、Messer に対する死刑判決を 6 対 5 の僅差で支持した。

連邦最高裁判所の Brennan 裁判官と Marshall 裁判官はこの決定に強く反対し、その意見の中で、Messer に対する死刑判決は「Messer が有している憲法上の権利に対して『個々人が考慮する』という重要な方式が与えられない陪審によった」ものとして無効にすべきであるとした（少数意見 1986年1月21日）。両裁判官は、Messer の事実審の弁護人につき以下のように述べた。

「なんらの冒頭陳述も行わず…、なんらの証拠も提出せず…、疎略な交互質問のみを行い、どんな証拠に対しても異議の申立てを行わず…、有罪決定段階で、この事件に対する弁護人自身の『挫折』を認め…、当該の殺人が『恐ろしいもので、無慈悲な道徳に反するものであり、人道に反するものである』かどうかを決定する陪審に対して…、その犯した犯罪の恐ろしさを強調し続けるという簡単な最終弁論を行った…。

弁護人の不当な過誤で、陪審には実質的に正確な被告人像が与えられ、死刑を支持するように強力な議論が行われたとはいえない。陪審はいくつかの重要な軽減事由を知らされなかった。より重要なことは、弁護人は陪審に請願者の生命を救済する理由を提出することなく、実際にそれは考慮するに値しないものであると考えると強く示唆したことである。」(Marshall 裁判官、1986年1月21日)

10・9 Donald Franklin (テキサス州) 11月3日薬物注射により処刑
Donald Franklin(37歳、黒人)は、1982年3月、3度にわたる審理の後、死刑を宣告された。Franklin は病院の駐車場で白人の看護婦 Mary Morgan を襲って殺害し、有罪を宣告された。

連邦最高裁判所に対するヘイピラス・コーパスの上訴は、テキサス州に

おける処刑を9か月以上も停止した。Franklinは、事実審の陪審が、Franklinの刑務所内の善行の記録と、有罪に関する疑問について考慮しなかったことは、すべての関連する軽減証拠を考慮しなければならないという憲法上の権利の侵害であると主張した。1988年6月22日、連邦最高裁判所は、6対3でその請願を棄却した。（9-10頁参照）

10・10 Jeffrey Daugherty（フロリダ州）11月7日に電気処刑

Jeffrey Daughertyは1976年にヒッチハイカーのLavonne Sailerを射殺し、強盗殺人で有罪を宣告された。処刑の日に、連邦最高裁判所は5対4の僅差で処刑の猶予の申立てを退けた。

10・11 Raymond Landry（テキサス州）12月13日に薬物注射により処刑

Raymond Landry（黒人、39歳）は、1982年8月にHoustonのレストランに押し入り、持ち主のギリシャ移民のKosmas Prittisを射殺して有罪を宣告された。

刑務所職員が薬物注射を開始して2分経過したとき、Landryの腕に取りつけられた針に付けられたチューブから漏れた薬物が処刑立会人に向かった飛び出した。New York Timesによると「薬物が漏れたとき、刑務所長が処刑立会人のいる場所と遮るためにカーテンを引いた。14分間にわたり処刑立会人はドアが開閉する音と、そしてすくなくとも1度うめき声を聞いた」ということである。医師はLandryが3分後に絶命したと報告した。

II アメリカ合衆国の死刑状況—1989年

1 はじめに

1989年6月、連邦最高裁判所は16歳の少年犯罪者で、精神薄弱者の処刑を容認した。この判決は、国際的な人権基準に対し逆行するもので、少年犯罪者に死刑を科すことは、犯行時18歳未満の者の処刑を禁じる市民的および政治的権利に関する国際規約、および米州人権条約—アメリカ合衆国政府は両者に署名はしているが、まだ批准はしていない—を含む数多くの国際条約が規定する国際的な人権基準の明白な違反である。国連社会経済理事会の1989年の決議(1989/64)は、とくに「量刑段階、あるいは処刑の段階を問わず、精神薄弱または極度の制限された精神能力を有する者の処刑を排除する」ことを勧告した。

1989年の州議会の会期中に、2州が精神薄弱者の処刑を禁止する法律を可決し、1州が死刑を科し得る最低年齢を16歳とした。多くの州は、死刑に関する法案を提出したが、その中には現在死刑を認めない11の州が含まれている。また、1989年に成立した多くの法律が、死刑によって罰することができる犯罪の数を増加するという、州の死刑法の範囲を拡大するものであった。11の死刑廃止州のいずれもで、死刑を再び導入することはなかったが、ニューヨーク州の死刑法案が近く成立しそうな状況である。

州法で死刑を再び導入し、州および連邦の法律によって死刑の適用範囲を拡大することは、死刑は極刑であるとの視点から死刑の適用範囲の漸次制限を各国政府に勧告する国際的な人権基準に反するものである。死刑廃止州において死刑の再導入を提案すること、および死刑存置州でかつて死刑が適用されていなかった犯罪にまで死刑を適用しようとする動きは、死刑は「現在死刑の適用がない犯罪にその適用を拡げてはならない」、および「死刑を廃止した国にあっては、これを復活してはならない」とした米州人

権条約第4条(2)および同条(3)の条項に明確に抵触するものである。

連邦最高裁判所は、1989年に言い渡した2つの判決の中で、かつて最高裁判所が宣明していた憲法に基づく死刑に関する制限により死刑裁判の被告人が利益を得ていた事由を制限した。Teague v. Lane 事件で、最高裁判所は法の新しい定めは(死刑の適用に関する制限を含む)、新法が存在するにいたったときに、すでに直接に上訴により有罪が確定した被告人に通常遡及して適用されないとした。最高裁判所は Dugger v. Adams 事件においても、弁護人が適切な時に主張を行わなかった場合、たとえその主張が価値あるものを探究しようとするものであったとしても、その後の上訴において被告人は手続的に制約されたとした。

死刑の適用を制限した連邦最高裁判所のかつての判決の効果は、犯した犯罪につき有罪とされた者を処刑という悲しい目にあわせないということであった。また国際基準は、このような状況で同じ犯罪につきすでに有罪を宣告された者に対しては、より軽い刑罰という利益に浴するべきであるとした。そのような条項は、1984年5月に国連社会経済理事会会で採択された死刑に直面する者の権利の保護の保障に関する決議(国連社会経済理事会決議1984/50号)の第2項はいうまでもなく、市民的および政治的権利に関する国際規約第15条(1)および米州人権条約第9条にみられる。市民的および政治的権利に関する国際規約第15条(1)は「…犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律により設けられた場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける」と定めている。この原則は、連邦最高裁判所が死刑が適用される事由を制限すると決定するときに適用されるべきものであると考える。

Teague v. Adams 事件に対する連邦最高裁判所の判決は、適切とおもわれない手続きで死刑を言い渡された者を処刑に委ねるということであった—それは、これらの者たちの弁護人が、最高裁判所が変えた制度の将来の可能性を考えなかったという単純な理由によるものであった。1989年に処刑された2人の囚人は、後に連邦最高裁判所が違憲とした手続きで処刑さ

れたのである。(Aubrey Adams v. Leo Edwards 事件、64-65頁参照)

以下において、主としてアムネスティ・インターナショナルが1987年に公刊した『アメリカ合衆国：死刑』(United States of America: The Death Penalty; AMR 51/01/88. 以下 AMR 51/01/88として引用)、1988年1月に発表した「アメリカ合衆国 死刑：1987年の進展」(The Death Penalty: Developments in 1987; AMR 51/01/88. 以下 AMR 51/01/88として引用)、1989年1月に発表した「アメリカ合衆国 死刑：1988年の進展」(The Death Penalty: Developments in 1988; AMR 51/01/89.) の追補として、1989年9月に発表した「アメリカ合衆国 死刑：1989年1月から8月の進展」(The Death Penalty: Developments from January to August 1989)、アメリカ合衆国司法省司法統計局編「1989年の死刑」(US Department of Justice, Bureau of Justice Statistics: Capital Punishment 1989)、および法防衛基金編「死刑廃止のための全国連合」(Legal Defense Fund: National Coalition to Abolish the Death Penalty)等の資料によって、1989年におけるアメリカ合衆国の死刑状況を概観する。

2 死刑判決、処刑および犯罪に関する統計

1989年7月現在、アメリカ合衆国の死刑囚の総数は前例をみない2,210人にまで増加した。このうち877人(40%)が黒人、1,141人(52%)が白人で、残りの8パーセントが他の少数民族に属する者である。これらの死刑囚は死刑を存置する36州のうちの34州と軍の施設に拘禁されている。1976年以降、117人が処刑された。

2・1 1989年1月から8月に処刑された囚人

1989年1月1日から8月31日の間に、8州で13人が処刑された—アラバマ州(3人)、フロリダ州、ネバダ州およびテキサス州(各2人)、ジョージア州、ミシシッピ州、ミズリー州およびルイジアナ州(各1人)(処刑

された者に関しては63頁以下参照）。

1976年以降の累計	氏名	処刑日	州	処刑方法	犯罪者の人種	被害者の人種と性別
105人	George Mercer	1月6日	ミズリー州	薬物注射	W	W/F
106	Ted Bundy	1月24日	フロリダ州	電気	W	W/F
107	Leon King	3月22日	テキサス州	薬物注射	B	W/M
108	Aubrey Adams	5月4日	フロリダ州	電気	W	W/F
109	Henry Willis	5月18日	ジョージア州	電気	B	W/M
110	Stephen McCoy	5月24日	テキサス州	薬物注射	W	W/F
111	Michael Lindsey	5月26日	アラバマ州	電気	B	W/F
112	William Thompson	6月19日	ネバダ州	薬物注射	W	W/M
113	Leo Edwards	6月21日	ミシシッピ州	ガス	B	B/M
114	Sean Flanagan	6月23日	ネバダ州	薬物注射	W	W/M
115	Horace Dunkins	7月14日	アラバマ州	電気	B	W/F
116	Herbert Richardson	8月18日	アラバマ州	電気	B	B/F
117	Alton Wayne	8月30日	バージニア州	電気	B	W/F

注 W：白人 B：黒人 M：男性 F：女性

2・2 処刑された囚人およびその被害者の人種

犯罪者の人種だけに目を向けるための統計ではないが、合衆国の全人口に占める黒人の割合は約12パーセントであるにもかかわらず、死刑囚の約40パーセントは黒人である。黒人死刑囚の割合が非常に高い州もある。また、殺人を犯して逮捕された者の約50パーセントは黒人であるが、死刑を宣告された者の人種は多様である。黒人と白人はほとんど同じ割合で殺人の被害者になるが、死刑の言渡は白人が被害者である場合に高い割合を占めるようである。

死刑が再び導入された1976年以降、1989年8月までの間に処刑された117人の囚人は、118人の被害者を殺害して死刑を宣告された者である。これら

の被害者のうち、18人(15%)が黒人か他の少数民族に属する者であった。黒人か他の少数民族に属する37人の被告人は、白人を殺害して処刑されたが、白人の犯罪者で黒人のみを殺害して処刑された者はいない。

1987年4月に、McCleskey v. Kemp 事件で連邦最高裁判所は注目すべき判決をくださった。その中で、最高裁判所は、死刑は合衆国において人種差別的に適用されているという顕著な証拠があるという主張にもかかわらず、ジョージア州の囚人に科せられた死刑を支持した。McCleskey 判決後、「人種公平法」(Racial Justice Act)という名称の法案が連邦議会で起草された。この法案は「人種的偏見にもとづいた死刑判決」を禁じ、人種差別的な手続きによって科せられたとおもわれる死刑判決を無効とするものであり、現在、連邦議会に係属中であり、1989年/1990年の会期に審議に付されるものと予想されている。

2・3 1988年の新しい死刑判決と犯罪統計

連邦司法省司法統計局 (US Department of Justice : Bureau of Justice Statistics)の統計によれば、1988年に296人の被告人に死刑が宣告されている—フロリダ州の42人が最高で、テキサス州の34人がそれに次ぐ。116人の囚人の死刑判決が裁判所により破棄、あるいは軽減された。1988年に処刑された11人の囚人は、平均6年と8か月の間処刑を待って過ごした。FBIの年次報告書によれば、1988年に合衆国全域で20,675件の殺人があったということである。

連邦最高裁判所の John Paul Stevens 裁判官は、1989年7月12日の第9巡回控訴裁判所年次会同で「州と連邦の双方の司法制度にとっての重い負担は、審理のために係属している死刑裁判の滞貨の増加」によるとし、「死刑は、真に犯罪を抑止するために多くのことを果たしているのであろうかと疑問に思う者もあるであろう」と述べた (Telegram-Tribune, California, 1989年7月13日付)。

3 少年死刑囚

Cleveland 州立大学の Victor Streib 教授の統計によれば、1989年7月中旬現在、15歳、16歳または17歳の時に犯罪を犯した死刑囚が28人、12州に拘禁されている。最年少は Troy Dugar で死刑を宣告された犯罪—1986年10月、ルイジアナ州で白人に対する強盗殺人—を犯した時は15歳5か月であった。彼は1987年5月1日、16歳の誕生日に死刑を宣告された。他の27人の少年死刑囚のうち4人は犯行時16歳、23人が17歳であった。

1988年に5人の、そして1989年9月に1人の少年犯罪者—ノースカロライナ州の Richard Wayne Joyner は現在合衆国で最年少の少年死刑囚で、17歳の時に57歳の白人 Harvey Skinner を射殺して1988年に有罪を宣告された—に死刑が言い渡された。

1976年以降、合衆国で3人の少年死刑囚—テキサス州で3人 (Charles Rumbaugh と Jay Pinkerton)、サウスカロライナ州で1人 (James Terry Roach) —が処刑されている。

合衆国の死刑存置州36州のうち24州は、犯行時18歳未満の者に死刑を科すことを認め、7州が死刑を科し得る最低年齢を18歳以下に特定している。すなわち、ジョージア州、ノースカロライナ州、およびテキサス州は最低年齢を17歳とし、インディアナ州、ケンタッキー州、ネバダ州およびワイオミング州は最低年齢を16歳とする。

さらに9州が、第一級謀殺を含む一定の犯罪につき少年犯罪者を成人同様に刑事裁判所で裁判する最低年齢を定めている。すなわち、ルイジアナ州およびバージニア州では15歳以上の者が、アラバマ州、アーカンソー州、アイダホ州、ミズリー州およびユタ州では14歳以上の者が、ミシシッピ州では13歳以上の者が、モンタナ州では12歳以上の者が成人同様に刑事裁判所で審理される。

残りの8州—アリゾナ州、デラウェア州、フロリダ州、オクラホマ州、ペンシルバニア州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州およびワシントン

ン州一は、他の法域では被告人の年齢が軽減事由として考慮されるにもかかわらず、死刑を科し得る最低年齢をとくに定めていない。

3・1 少年犯罪者の処刑を認めた連邦最高裁判所の判決

1989年6月26日、連邦最高裁判所は5対4で、少年犯罪者の処刑は連邦憲法の「残酷かつ異常な刑罰」を禁止する修正第8条に反しないと判決した。

Stanford v. Kentucky 事件と Wilkins v. Missouri 事件で、連邦最高裁判所は犯行時17歳と16歳であった被告人は、社会がそのような者を処刑することは「残酷かつ異常な刑罰」であるとの合意を形成していないが故に処刑されうると判決した。多数意見を書いた Antonin Scalia 裁判官は、少年は「死について明確な恐怖」を有していないために死刑は少年に対しては犯罪の抑止とはならないと主張する証拠も、合衆国の国民は圧倒的に死刑を支持するが、18歳未満の犯罪者に死刑を科すことには反対するとする最近の世論調査の結果をも退け、最高裁判所はなにが「進化する寛容の基準」かを決定する際に、寛容についてアメリカ人が有している考え方—他の国における量刑の実際に対してではなく—に意を払ってきたことを強調し、「16歳あるいは17歳の時に殺人を犯した者に死刑を科すことを禁ずることに対しては、歴史的にも、また、現代においても社会的合意は存在しない」とした。判決は、それぞれ17歳と16歳の時に殺人を犯した Kevin Stanford と Heath Wilkins に言い渡された死刑を支持した。

3・2 死刑適用最低年齢を定めるための立法—1989年における州民発案

1989年の州議会の会期に、6州で死刑を科すことができる最低年齢を特定する法案が提出されたが、ワイオミング州で1989年3月 Sullivan 州知事の署名を得てその成立をみただけであった。ワイオミング州は年齢制限を規定していなかったが、この法律によって16歳を最低年齢とした。1988年

の連邦最高裁判所の *Thompson v. Oklahoma* 判決に応じて、16歳を最低年齢と定めたオクラホマ州の法案は、州の下院と上院委員会を通過したが、1990年1月の次会期まで法案は棚上げとなった。ジョージア州、ミシシッピ州、ミズリー州およびバージニア州でも、死刑を科し得る最低年齢を定める法案は成立しなかった。

3・3 インディアナ州、少年犯罪者に対する死刑判決を破棄

1989年7月13日、インディアナ州最高裁判所の3人の裁判官からなる部で、15歳の時に犯した殺人で有罪を宣告された Paula Cooper に対する死刑判決が全員一致で破棄された。州最高裁判所は、犯行時の彼女の年齢の故に、死刑は適当でない刑罰であると判決し、インディアナ州法により、死刑に代えて殺人罪に対する最高の拘禁刑である60年の拘禁刑を言い渡した。

1987年4月、インディアナ州議会は、死刑を科し得る最低年齢を16歳とする法律を制定したが、この法律は遡及しないものとされた。インディアナ州最高裁判所は、インディアナ州法は1988年6月の連邦最高裁判所の *Thompson v. Oklahoma* 判決（9頁参照）に応じて最低年齢を16歳としたもので、Paula Cooper に対する死刑判決は「同一の犯罪に対する罪として、唯一の結果しか出ないものであり不適切であった」としたのである。

4 精神薄弱者の処刑

1989年6月26日、*Penry v. Lynaugh* 事件で、連邦最高裁判所は5対4で精神薄弱者の処刑は連邦憲法の下で認められると判決した。多数意見を書いた Sandra Day O'Connor 裁判官は、精神薄弱は被告人の「道徳的な有責性」を軽減するに足りる要因の一つであるが、精神薄弱者の処刑は絶対的に禁じられているものではないとした。

テキサス州の死刑囚 Johnny Paul Penry は、生まれつきの精神薄弱で、知能指数は50～63で、7歳の精神年齢であった。それにもかかわらず彼は

死刑に相当する殺人を犯したとして裁判を受ける能力ありとされ、1979年の強姦殺人につき有罪とされ、死刑を言い渡されたのである。連邦最高裁判所は、事実審における量刑陪審が精神薄弱の証拠を考慮するように説示されていなかったとして、その死刑判決を破棄したが、テキサス州の検察官が死刑相当の殺人で再び起訴した結果、Penry は再び死刑を宣告されたのである。

アメリカ合衆国でどれくらい多くの死刑囚が精神薄弱であったかはわからないが、すくなくとも現在いる死刑囚2,210人の10パーセントに当たる者が、平均して知能指数100以下—70以下の知能指数の者は、一般に精神薄弱と考えられる一であるとおもわれる。

最近処刑されたすくなくとも7人の囚人が、精神薄弱であったと考えられている。1989年7月14日、アラバマ州で精神薄弱の証拠があるにもかかわらず Horace Dunkins が処刑された。ジョージア州の囚人 Son Fleming は、1989年7月12日に予定された電気処刑の4時間前に、州最高裁判所により Fleming が知能指数64の精神薄弱者であるという証拠を検討する間処刑の猶予を認められた。ジョージア州は精神薄弱者の処刑を禁じているが、この法律が成立した1988年にすでに死刑を宣告されている者に対してはその効果は遡及しないと定めている。

1989年の州議会の会期に、イリノイ州とメリーランド州が死刑から精神薄弱の被告人をまもる法律を可決した。イリノイ州の法案は、近い将来 Thompson 州知事の署名を得て成立するものとおもわれる。メリーランド州の法律は、上下両院を通過し、1989年5月25日に William 州知事の署名を得て成立した。メリーランド州法では、精神薄弱は「個別的に行われた知能テストにおいて知能指数が70以下で、行動の障害によって著しく標準からかけ離れた知能機能が明確にみられ、精神薄弱が22歳に達する前に発現していること」と定義されている。

精神薄弱者の処刑を禁止する法案は、ミシシッピ州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、テキサ

ス州、バージニア州およびワシントン州では成立しなかった。

1989年5月、国連社会経済理事会は、加盟諸国に死刑に直面している囚人の権利の保護の保障を一層強化するよう要請した決議（1989/64）を採択し、「量刑段階あるいは処刑の際を問わず、精神薄弱あるいは極度に制限された精神能力しか有しない者に対する死刑を排除すること」を勧告した。

5 上訴における法的代理に関する死刑囚の権利

1989年6月23日、連邦最高裁判所は5対4で、貧しい死刑囚は有罪決定後の上訴で援助を得るための弁護士に対する憲法上の権利を有しないと判決した（*Murray v. Giarratano* 事件）。この判決は、1988年6月の第4巡回控訴裁判所の、バージニア州が州の裁判所に対する有罪決定後の上訴の際に、援助する弁護士に報酬を支払うことを拒否することは死刑囚の権利を侵害するものとした判決を覆したものである。（15-18頁、および AMR 51/01/87, 10-11頁参照）

この事件は、弁護士の援助を得ていない、あるいは弁護士を依頼することができないバージニア州の現在および将来の死刑囚のために訴えられた集合代表訴訟（class-action）であった。そして Joseph Giarratano 自身もバージニア州の死刑囚であった。

有罪の決定後の上訴に関し弁護士の援助を与えないバージニア州では、囚人はこのような事件を扱うことに気が進まなくなってきた篤志の弁護士に依存していた。アメリカ法律家協会によるバージニア州の囚人に関する報告では、事件を扱う弁護士が連邦最高裁判所に対して「現在も、将来も篤志ではやっていけないであろう」としている。アメリカ法律家協会は、24州で死刑の上訴を扱っている弁護士につき調査を行ったが、その調査によれば、各事件につき平均10,000ドル以上の立替金を負担し、665時間を費やしていることが明らかになったとし、死刑裁判における有罪決定後の上訴は重要であり、全事件の3分の2で死刑判決を破棄する結果となっている（*New York Times*, 1989年6月24日付）。

William Rehnquist 長官が書いた連邦最高裁判所の判決は、死刑という特別な状況であっても、上訴についての法的代理に、現在死刑裁判でない裁判の被告人に与えられているもの以上の資格を与えるものではないとした。「より一層の保障」は死刑裁判の手続きの事実審段階で要求されるが、最高裁判所は一つの段階が終われば、それ以上の特別な保障は「死刑が科せられる手続きの信頼性を確実にものにするために」必要とされないとしたのである。

この問題について連邦最高裁判所の意見は大きく分かれた。少数意見を書いた John Paul Stevens 裁判官は「死刑の独特な性質は、正式事実審前の有罪および量刑段階においても一層の保護を必要とするばかりでなく、上訴手続きにおいても重要性が増すものである」とし、死刑裁判における通常の直接上訴は「誤判に対し十分な保障」を行っていないという「明白な証拠」であると述べて、最高裁判所はかつての判決で、連邦の裁判所による審理での囚人の権利を厳しく制限したが、州の手続きで最初から完全にすべての上訴問題を提出できなかった囚人は、のちに連邦の手続きでも提出する権利を奪われることになることになると強調した。

6 死刑に関する連邦最高裁判所の判決要旨

6・1 1989年／1990年会期

(1) Stanford v. Kentucky 事件 1989年6月26日判決（5対4）

連邦最高裁判所は、連邦憲法修正第8条は犯行時16歳または17歳の者に死刑を科すことを禁じていないと判決した。

(2) Penry v. Lynaugh 事件 1989年6月26日判決（5対4）

連邦最高裁判所は、連邦憲法修正第8条は精神薄弱者の処刑を禁じていないと判決した。テキサス州の死刑法は、被告人の精神薄弱および少年期の虐待という軽減証拠に対し陪審が「合理的な道徳的反応」を示すことを求めているとした。

(3) Dugger v. Adams 事件 1989年2月28日判決（5対4）

事実審の弁護人が、事実審または最初の上訴において、陪審の量刑勧告に対する責任感を軽減するために行った裁判官の陳述に対して異議の申立てを行わなかった。連邦最高裁判所はこれは過誤によるものであるが、連邦のヘイビアス・コーパスの審理は、最初に主張を行わなかった故に制限されると判決した (64-65頁参照)。

(4) Murray v. Giarratano 事件 1989年6月23日判決 (5対4)

連邦最高裁判所は、死刑事件につき有罪の決定および、死刑判決につき有罪決定後の審理を求める貧しい死刑囚を代理する弁護士を任命することを州は要求されることはないと判決した。Kennedy 裁判官は (多数意見)、バージニア州の死刑囚は自身を代理してくれる弁護士を獲得できないのではなく、裁判所への「意味あるアクセス」の要求は、それぞれの州または議会によってさまざまな方法によって満たされ得るものであるとした。この事件は差し戻された。

(5) South Carolina v. Gathers 事件 1989年6月12日判決 (5対4)

犯罪自体に無関係の殺人の被害者の個人的な性格は、被告人に死刑を宣告するかどうかの陪審の考慮から排除されなければならない。連邦最高裁判所は「死刑は被告人の道徳的な有責性に関連づけられなければならない」が、被害者の人格の詳細は有責性の証拠を与えるものではないと判決した。この判決は、死刑を科すかどうかを決定する際に、被害者の家族に与えた殺人の影響についての情報を陪審が考慮することを禁じた Booth v. Maryland 事件に関する1987年の連邦最高裁判所の判決を再び確認したものである。

(6) Teague v. Lane 事件 1989年2月22日判決 (意見は多岐に分かれた)

死刑事件の審理に関し重要な意味をもつ死刑事件でない事件で、連邦最高裁判所は7対2で、新法のルールはその新法が制定された時に直接上訴が認められていた事件に遡及して適用されないと判決した。

6・2 1989年／1990年会期に判断される事件

(1) *Boyd v. California* 事件と *Blyston v. Pennsylvania* 事件

連邦最高裁判所は、カリフォルニア州とペンシルバニア州の死刑裁判で、陪審に対する説示で、死刑を科す前に被告人の性格と犯罪の状況について「個別的な考慮」をすることを陪審に求めることは、最高裁判所の多くの先例によって禁止されているかどうかにつき判断を下すことになっている。両州の制定法で、陪審員は一定の要因に基づいて死刑を科さなければならないと定めている。

(2) *Mocoy v. North Carolina* 事件

1989年2月21日、連邦最高裁判所は、ノースカロライナ州の死刑法は量刑陪審に全員一致で軽減事由を考慮する前にそれを支持することを求めているが、これが合憲かどうかの判断をすることを認めた。

(3) *Saffle v. Parks* 事件 (オクラホマ州)

1989年4月24日、連邦最高裁判所は、死刑事件の量刑陪審に「同情が及ぼす影響の作用…あるいはその他の恣意的な要因」を避けなければならないとする説示は、連邦憲法修正第8条に抵触するかどうかについて判断することを認めた。

(4) *Whitmore v. Arkansas* 事件

1989年7月3日、連邦最高裁判所は連邦憲法修正第8条は、死刑事件につき自動的な直接上訴を要求しているかどうかにつき判断することを認めた (56頁参照)

7 各州における進展

死刑の導入を提案する法案が、1989年に11の死刑廃止州—アラスカ州・アイオワ州・カンザス州・マサチューセッツ州・ミシガン州・ミネソタ州・ニューヨーク州・ロードアイランド州・バーモント州・ウエストバージニア州およびウイコンシン州で討議された。

ニューヨーク州では、上下両院が第一級謀殺に対する死刑の再導入に関

する法案を可決した。6年前にも同様の死刑法案に拒否権を行使した Mario Cuomo 州知事は、1989年3月20日にふたたび拒否権を行使し、以下のように述べた。

「…われわれが直面している問題ほど困難な問題はない。そして、人々が暗闇に向けて進んで行くのを妨げ、われわれの社会を常に光明に満ちた方向に進めるわれわれの責任を証明する十分な機会もない…。私は死刑はわれわれに役立つものではなく、われわれの品性を墮落させるものであると心から考えている。死刑はわれわれを守るものではなく、われわれをより一層弱くするものである。」

「…われわれは、今、原始的な状態に戻ったということをわれわれの歴史の頁に永遠に刻み込まれることを拒否すべきである…。なぜならば、われわれは暴力に代わる力という答えを見出すほど強いものではなく、知的ではなく、洗練されてもいないからである。」

ニューヨーク州議会は、1989年にはじめて死刑立法に対する Cuomo 州知事の拒否権を覆すに足りる票数—両院の3分の2の多数—に達したが、6月22日、上院で拒否権を覆すに足りる多数票を集めることができないと判断され、票決が無期限に延期された。報道によれば、死刑の支持者であり、その投票が決定的な役割を果たすとおもわれた James Donovan 州上院議員は、病が死刑に対する彼の立場を再考させたと語ったということである。

死刑廃止全国連合の「州における立法—1989年」(National Coalition to Abolish the Death Penalty: 1989 Survey of State Legislation) によれば各州にみられる進展は以下のである。

(1) アーカンソー州は、死刑法を拡張し予謀殺 (premeditated and deliberate killing) の被告人が「人命の価値に対して極度に関心をはらわれないような状況で他人の死を故意に引き起こした」場合に死刑を科すことを認め

た法案が可決され、1989年3月22日、Bill Clinton 州知事による署名により法律第856号として成立した。

アーカンソー州は、また、「統制物質(薬物)を現実に運搬している際の、あるいは第一級謀殺を犯して、あるいは重罪を犯して逃走する際の殺人」を死刑相当犯罪とした制定法の改正案も可決し、1989年2月20日に署名された。

連邦最高裁判所は、アーカンソー州の死刑法のある解釈を審理することになっている。アーカンソー州は、現在、死刑判決に対する自動的上訴を認めない唯一の州である。最高裁判所は、死刑裁判で囚人の意志に関係なく、自動的 direct 上訴が常に要求されるかどうかについて判断をくださることを認めた (Whitemore v. Arkansasan 事件)。

この事件は、自身の家族14人とその他の者を殺害し、1988年と1989年に有罪を宣告されたアーカンソー州の死刑囚 Ronald Gene Simmons に関するもので、第2回の実事審理後、Simmons は上訴権を行使することなしにできるだけ早く処刑されることを求めた。他の死刑囚の Jonas Whitemore は、Simmons は自身の上訴権を放棄する能力なしとして「近友」の請願 (next friend petition) を行った。州最高裁判所は Whitemore の介入を却下したが、連邦最高裁判所は処刑の猶予を認め、この事件の審理を認めた。

(2) カリフォルニア州では、州議会に19の死刑に関連する法案が係属しており、そのすべてが委員会で審議中である。これらの法案は、一定の殺人を死刑相当犯罪とする「特別な事由」(special circumstance) と重罪とに関する提案を含んでいる。

たとえば、

—AB 第159号は、特別な事由のリストに、自動車から武器を発射した結果引き起こした殺人を加える。

—AB 第217号は、死刑相当犯罪のリストに、7歳以下の幼児に対する故意の殺人を加える。

—AB 第1447号は、特別な事由のリストに、幼児に対し故意に不法な身体的

苦痛を加え殺害した場合を加える。

—AB 第1943号は、第一級謀殺殺人法の「毒」(poison)の定義を改正する。
—SB 第2号は、特別な事由のリストに、放火による殺人、秘密捜査員または情報提供者の殺害、14歳以下の者の殺害、および性的虐待を加える、とするものである。

1989年6月5日、連邦最高裁判所はカリフォルニア州の1978年死刑法に関する解釈についての異議申立に対し判断—*Boyd v. California* 事件で、陪審員に対する説示が曖昧であり、仮釈放なしの終身刑よりも死刑を科すことを勧めたものであったかどうかについての判断—をくだすことを認めた。この説示は「(あなたの面前の殺人事件で) 加重事由が軽減事由を凌駕すると判断したとき、あなたは死刑を科さなければならない」とするものであった。争点は、この説示が陪審員を誘導し、死刑を科すかどうかの選択を十分に与えていないものかどうかということにあった。1987年、カリフォルニア州の最高裁判所は、この問題を認め、陪審に対する説示に新しい文言を導入しようとしたが、それはより論争的な文言を用いることによって既に宣告されている死刑判決を無効にするものであるとして4対3で退けられた。連邦最高裁判所の判断は来年(1990年)に予定されているが、その判断は、1987年以前に死刑を宣告された10人以上に死刑囚に影響するものであるとされている(*Los Angeles Times*, 1989年6月6日付)。

1989年6月6日、カリフォルニア州最高裁判所は、死刑事件の審理を迅速に行うための手続を新たに導入し、いくつかの例外はあるが、ヘイピラス・コーパスの請願は、被告人の直接上訴で最終の上訴趣意書が提出された後60日以内に提起されなければならないとした。さらに、この手続は、州および連邦の裁判所における直接的上訴および第2回の上訴で、死刑囚を代理する弁護人を裁判所が選任することを要求した。過去の手続との重大な断絶をおもわせる新しい手続を、係争中の事件に適用することが公平かどうかについて、死刑事件の被告人を代理する弁護士から大きな関心が寄せられている。

(3) フロリダ州では、上下両院で革新的な法案が提案されたが、1989年7月3日、Martinez 州知事により拒否された。議院法案第365号は、死刑事件の陪審に対し第三の刑の選択を提案したもので、陪審に、死刑、仮釈放なしの終身刑あるいは25年間仮釈放の可能性のない終身刑のうちから刑を選択することを認めた。この法案は、また、上訴によって死刑判決が覆された死刑事件の被告人は、再び死刑を宣告されることはないが、それに代えて仮釈放の可能性のない終身刑が科せられるというものであった。

拒否権を行使する際に、Maetinez 州知事は「私はこの法案がフロリダ州の死刑の適用に与える影響につき特に関心を有している。この法案は、3つの刑の選択を決定する際に、量刑を行う者がそれを適用する際の基準を定めていない」と述べた。

(4) ジョージア州上院に提出された上院法案第25号は、死刑裁判の量刑段階で10人の陪審員が死刑を勧告した場合、事実審裁判官に死刑を宣告することを認めるとするものであった—現行法は、死刑を科す場合には陪審員の全員一致による評決が要求される。この法案は上下両院で可決されたが、Joe Frank Harris 州知事は、死刑に反対する強力なロビー活動—陪審の終身刑の勧告にもかかわらず、裁判官に死刑を宣告することを認めているフロリダ州の実情と、調査によれば、フロリダ州の死刑判決の70パーセント以上が後に上訴で覆されていることを指摘しての—の結果、拒否権を行使した。

法案の提案者の Roy Barnes 上院議員は、この法案の「法の定める極刑をと叫ぶ事件で、有罪の証拠が明白でかつ決定的な重みをもっているにもかかわらず、1人の陪審員が拒否権を行使しようとするのを妨げ」ようとするものであると述べた (Atlanta Journal-Constitution, 1989年4月9日付)。

ジョージア州では、死刑を科すことができる最低年齢を17歳から18歳に引き上げようとした法案は成立しなかった。

(5) イリノイ州では、精神薄弱者に対する死刑を免じる上院法案第956号

が上下両院を通過し、1989年9月現在、James Thompson 州知事の署名を待っている段階にある。さらに、麻薬に関する共同謀議を行って犯した殺人を新しく加重事由として死刑法に加えることにした上院法案第399号も可決され、署名を待つ段階にある。

1989年4月29日、US ex rel Silagy v. Peter 事件で Harold Baker 連邦地方裁判所裁判官は、イリノイ州の死刑法は、死刑を求刑する際に検察官に過分の自由裁量を認め、その結果「死刑を恣意的に科すことを認める」ものであり、また「いつ死刑が求刑されるかに関し、制定法に適切な条項が存在しない」として違憲であるとした。イリノイ州はこの判決に対し上訴した。

1977年イリノイ州死刑法によれば、州は第一級謀殺で起訴されている被告人に対し有罪決定段階後まで、死刑を求刑しようとしているかどうかにつき告げる必要はないとしている。この手続では、生か死かの決定において検察官に対する共通の基準がなく、そのため死刑を恣意的に適用する結果となっているのである。

(6) インディアナ州では、薬物密売の際の故意殺で有罪とされた者に対し死刑を科すことを認めた上院法案第562号が上下両院を通過し、Evan Bayh 州知事—強力にこの法案を支持した1人—の署名により成立した。

(7) ルイジアナ州では、妊婦の処刑の猶予—出産、流産、あるいは墮胎後90日ないし120日後にふたたび処刑が行われることになる—を定めた下院法案第942号、および「矯正職員あるいは公衆安全・更生保護局 (Department of Public Safty and Correction) の被雇用者で…、犯行時合法的な職務に従事していた被害者」、および犯罪者が麻薬密売を行っていた場合を加重事由に加えた上院法案第451号が可決された。

1989年8月17日、Buddy Roemer 州知事は、Ronald Monroe に対する死刑判決—Monroe は8月30日に処刑が予定されていた—を減刑した。Monroe の弁護人は、有罪とされた殺人に関し疑いを投げかける証拠を提出し、被害者の前夫が被疑者であると指摘していた。死刑を仮釈放なしの

終身刑に減刑すると公表した際に、Roemer 州知事は「この国における処刑の際には、合理的な疑いのあることは認めるべきではなく、いかなる疑いもないことを認めるべきことが原則である」と述べた。(New York Times, 1989年8月17日)

(8) メリーランド州では、1989年3月14日に、精神薄弱者に死刑を科すことを禁じた下院法案第675号が下院を99対27で、上院法案第75号が上院を30対16で通過した。この新法は、5月25日、William Schaefer 州知事の署名により成立した(50頁参照)。

(9) ミシシッピ州で、死刑適用の最低年齢を13歳から18歳に引き上げようとした下院法案第209号が、13対18で委員会において阻止された。

(10) ミズリー州で、州の死刑法の改正を含む州包括薬物法案(State Omnibus Drug Bill) —上院法案第215号—が上下両院を通過し、John Ashcroft 州知事の署名を得て成立した。新法はミズリー州法に4つの加重事由—殺人の被害者が刑務所職員または被収容者の場合、ハイジャックにおける殺人の場合、重罪を隠匿するための殺人の場合、および重罪に関する告発を妨げるために犯した殺人の場合—を加えた。

16歳未満の少年犯罪者に対する死刑を免じる下院法案第391号は、委員会を通過しなかった。

(11) モンタナ州で上下両院を通過した下院法案第27号は、加重事由として性的暴行の際の殺人および被害者が18歳未満の場合を付け加えた。また、処刑日の最低通告日数を5日から20日に延長し、被告人に絞首刑に代わるものとして薬物注射を選択できるとし、処刑執行人の匿名を明文化した上院法案第108号も通過した。

(12) オハイオ州で、囚人に電気処刑か薬物注射の選択を認めることを定めた下院法案第47号が上下両院を通過したが、1989年7月3日 Richard Celeste 州知事は拒否権を行使した。拒否権の行使に際し、Celeste 州知事は薬物注射は他の処刑方法と比べて人道的とはいえないとし「…薬物注射は、処刑という行為のもつ暴力的性質を封じてしまい、一般市民にその手

は清いと思わせて、市民に死刑を支持することを認めさせるものである」と論じた。州知事は議会に対し「オハイオ州における死刑のより基本的な検討を行うよう」要求した。州知事は、死刑は犯罪を抑圧せず、無実の者を処刑するとき正義を否定し、黒人、その他の少数民族の者あるいは精神薄弱の者に適用されるときに正義を否定するものであるとして「オハイオ州の94人の死刑囚の中で、白人は黒人を殺害した者が1人いるに過ぎないそして彼は3人の者を殺害したが、その中の1人が白人であったのだ」と述べ、「われわれの社会に生まれる暴力の水準からみて、われわれは市民の安全を確保する可能な方法を探し求め、同時にわれわれ自身がより暴力的になろうとする誘惑とも戦わなければならない…。死刑は人道的であるはずがない。人間的な寛容の考えが、われわれを導くもののなかにあるならば、われわれは死刑を廃止した文明国の一員に加わらなければならないのである」と強調した。

(13) オレゴン州で、量刑に際して死刑に代え仮釈放なしの終身刑を選択できると定めた下院法案第3303号が議会を通過した。Neil Goldschmidt 州知事の署名を経て成立するものとおもわれる。

(14) ペンシルバニア州では、現在、州死刑法が連邦最高裁判所で審理されている。1989年3月27日、最高裁判所は *Blystone v. Pennsylvania* 事件で、ペンシルバニア州が陪審員は一定の事由のある場合死刑を宣告しなければならないとしていることが合憲か否かの判断をくだすことを認めた。*Blystone v. Pennsylvania* 事件にみられるように、問題はこの文言は陪審員に憐憫あるいは慈悲を抱かせたにもかかわらず死刑を言い渡さなければならぬとおもわせるかどうかである。ペンシルバニア州法は、陪審が1つの加重事由のみを見出し軽減事由を見出さなかったとき、あるいは加重事由が軽減事由をうわまっていると考えたときには、その刑罰は「死刑でなければならない」としている。

(15) サウスダコタ州で、死刑法の加重事由に麻薬行為を加えた下院法案第1090号が上下両院を通過し、George Mickelson 州知事の署名を得て成

立した。

(16) テネシー州に死刑の適用に関する研究のための合同委員会を設置すべしという両院合同法案第198号は、1989年5月末に下院の委員会で否決されたが、次会期に再び提案されるとおもわれる。

(17) テキサス州では、1989年6月26日、連邦最高裁判所がテキサス州の囚人 Johnny Paul Penry の訴えた Penry v. Lynaugh 事件で判決をくだした。Penry の上訴は、テキサス州における死刑裁判の量刑段階で陪審に与えられた説示が、被告人の性格や生育史に関する軽減事由—Penry は知能指数が低く、7歳の精神年齢で、児童期に虐待されていた—の適切な考慮を認めていたかどうかを問題にした。最高裁判所は、Penry は死刑よりも終身刑に対する根拠としてその精神薄弱の詳細を提出していたが、量刑陪審はこれを軽減事由として考慮するようにとの説示をされていなかったとして、Penry に対する死刑判決を破棄した。

連邦最高裁判所はテキサス州法の瑕疵を見出したが、Penry 事件では判決はその法律がどのように改正されるべきかを示唆せず、テキサス州での死刑相当殺人事件の裁判がおこなわれるべき方法について疑問を呈しただけであった—この判決後も、いくつかの誤判が報告されている。Penry 事件の弁護人は、軽減事由に対する陪審員の態度について陪審員候補者に質問することができなかったと述べている。

Penry v. Lynaugh 事件における連邦最高裁判所の判決に関し、議会会期に2つの発議がなされたが、1989年7月に会期が終了した際、ともに係属したままであった。Tony Polumbo 下院議員の提案になる下院法案第121号は、テキサス州の裁判官に、量刑段階の審理の際に被告人の精神薄弱の証拠を考慮するよう説示することを求めたものであった。Bob Melton 下院議員提案の下院法案第55号は、精神薄弱者に死刑を科すことを禁じることを求めるものであったが、法案に反対する者は、法案を修正して、死刑を軽減する精神薄弱の証拠の存在を確認するという特別な陪審への説示に代えるよう要求した。しかし、それではたとえ陪審が肯定的であってもそ

れでもなお死刑を科すという選択が残ることになる。

(18) バージニア州で、死刑相当犯罪に強盗あるいは強姦の際に犯した殺人を加えた、下院法案第1473号が上下両院を通過した。同様に上下両院を通過した上院法案第532号は、「死の家」（電気椅子が置かれている所）をRichmondに設置することとし、新しい設置場所を特定しないことを制定法に定めることとした—なお、死刑囚はRichmondから100マイル離れたBoydtonのMecklenburg矯正施設に拘禁されている。

死刑適用の最低年齢を15歳から18歳に引き上げようとした法案が、12対6で下院委員会で退けられ、最低年齢を17歳とする下院法案HB第1831号は下院委員会は通過したが、両院で62対34で破られ、精神薄弱者に対する死刑を禁止することを定めた上院法案SB第597号も上院委員会で10対5で退けられた。

(19) ワイオミング州で、死刑適用最低年齢を16歳とする下院法案第143号が可決され、Michael Sullivan州知事の署名により成立した。ワイオミング州ではいままで死刑適用年齢についてはなんらの規定も存在しなかった。

8 無実の者を処刑するおそれ

Hugo Bedau教授とMichael L. Radelet教授による最近の研究は、今世紀において誤って死刑相当犯罪で有罪を宣告された350例の証拠と、23例の誤った処刑を明らかにした。

Randall Dale Adamsは1989年3月に、12年以上にわたる拘禁—犯していない犯罪につき死刑を言い渡されて—の後、テキサス州の刑務所から釈放された。Edward Earl Johnsonは、1987年5月にミシシッピ州で—後に行われた調査により一層拡大された疑わしい証拠により—処刑された。

9 1989年1月から8月に処刑された囚人

(1) Geroge Mercer（ミズリー州 1989年1月6日処刑）

George Mercer は23年目にミズリー州で処刑された囚人であり、現行州法により処刑された最初の囚人である。1978年に当時22歳であった Karen Keeton を殺害して有罪を宣告された。(1989年6月に2人の他のミズリー州の囚人—George Gilmor と Leonard Laws—が処刑直前に執行を猶予された)

(2) Ted Bundy (フロリダ州 1989年1月24日処刑)

Ted Bundy は「危険な殺し屋」と呼ばれ、1978年に少女を誘拐して殺害し有罪を宣告され、死刑を言い渡された。彼はその他にも多くの女性を殺害したといわれている。Bundy の処刑は一般に大きく知らされ、国中でその処刑が「祝われた」。

(3) Leon King (テキサス州 1989年3月22日処刑)

Leon King は、連邦最高裁判所が Penry v. Lynaugh 事件に判決を下すまで処刑の猶予をという申立てを退けた翌日に処刑された。Brennan 裁判官と Marshall 裁判官は少数意見を書き、King の申立てはすくなくともテキサス州の他の4人の申立て—James Williams, John Selvage, Warren Brudge および Walter Bell の4人は Penry 事件の判決があるまで処刑の猶予が認められていた—と同様の価値があるとおもわれるので、その処刑は猶予されるべきものであると主張した。

(4) Aubrey Adams (フロリダ州 1989年5月4日処刑)

Aubrey Adams は、1978年に8歳の少女を殺害したとして処刑された。1979年1月の裁判で、裁判官は量刑の勧告に制約されず、刑に関する「最終的な責任」は裁判官の双肩にかかっていると陪審員に話した—フロリダ州では、事実審裁判官に陪審の量刑の勧告を覆す権限が与えられている。1986年の控訴で、フロリダ州控訴裁判所は、裁判官の陪審に対するこの説示は、決定の責任が他にあると思込まされた陪審による死刑の適用を禁止したルール (Caldwell v. Mississippi 事件) に反するものであるとして、Adams に対する死刑判決を破棄した。

1989年2月28日、連邦最高裁判所は事実審で与えられた説示には Cal-

dwell 判決に抵触する誤りがあったことは認めたと、5対4で Caldwell 判決は Adams 事件に適用できないものとした。フロリダ州法は、量刑に関する説示を禁止しているが、Adams の弁護人は事実審の際に、そして州に対して控訴した際にもこの説示につき異議を申し立てなかったため、Adams は手続的に Caldwell 判決で明確にされた新ルールによる利益を得ることができないのであると最高裁判所は判示したのである。多数意見に反対して Blackman 裁判官は、他の3人の裁判官とともに、その申立てを認めず、単なる手続的な理由で「憲法上からも信頼できない死刑」を認めた多数意見を批判し、以下のように述べた。

「第11巡回控訴裁判所は、被上訴人 Aubrey Dennis Adams は Caldwell v. Mississippi 事件で認められた修正第8条に反して死刑を言い渡されたものであると判示した…。当裁判所は今この判決を覆した。それは当該の死刑判決が有効であるというのではなく、被上訴人がフロリダ州の裁判所にその申立てを時期に遅れて提出したことを理由としている。すなわち、当裁判所は、被上訴人またはその弁護人が適切とおもわれる時に異議の申立てを行わなかったがために、不法とおもわれる処刑を1人の人間に与えるのである。」

(5) Henry Willis (ジョージア州 1989年5月18日処刑)

Henry Willis は、1976年にジョージア州 Ray City の警察署長 Ed Gidden を殺害したとして処刑された。黒人の Willis は、黒人が白人よりもはるかに多い地域で全員白人からなる陪審によって審理された。被害者は白人であった。

(6) Stephen McCoy (テキサス州 1989年5月24日処刑)

Stephen McCoy は、1984年に当時18歳の Cynthia を殺害して有罪を宣告された。連邦最高裁判所がそのサーシオレイライを考慮している間に、処刑の猶子の請願が退けられ、予想に反して処刑された。連邦のヘイピアス・コーパスの訴えに関する審理に対する上訴が連邦最高裁判所に認めら

れたことは最初のことであり、異常なことであった。すくなくとも処刑を猶予するに値することは上訴では通常のことであった。

薬物注射による McCoy の処刑は、苦痛を伴ったようにおもわれた。報道によれば、薬物が効果を表す間、彼は咳き込み、うめき、胸はひどく波打っていたという。

(7) Michael Lindsey (アラバマ州 1989年 5月26日処刑)

Michael Lindsey は1983年以来アラバマ州で処刑された 4 人目の囚人である。1981年12月に当時64歳の Rosemary Zimlich Rutland を殺害し、有罪を宣告された。第一審は陪審が有罪か無罪かの評決に達することができず未決定審理に終わった。1982年の 2 回目の審理で有罪を宣告されたが、陪審は終身刑を答申した。裁判官は陪審の評決を覆して死刑を言い渡した(アラバマ州ではフロリダ州と同様に、裁判官が死刑裁判で陪審の量刑に関する勧告を覆すことが認められている)。

新聞報道によれば、その後処刑に立ち会った州の Morris Thigpen 刑務長官は、「(自分は) 明らかに震えていた」と述べ、「死刑の執行以上に厳しい仕事は矯正の分野に存在しない」と主張した。

(8) William Thompson (ネバダ州 1989年 6月19日処刑)

William Thompson は上訴を放棄し、通告を受けた後ほどなく処刑された。彼は1984年に失業中でホームレスのキャンプからキャンプにわたり歩いていた Randy Waldron を殺害し有罪を宣告された。彼の処刑は1976年以降ネバダ州で行われた 3 人目の処刑であった—さきの 2 人も上訴を放棄して処刑された。

(9) Leo Edwards (ミシシッピ州 1989年 6月21日処刑)

Leo Edwards はガスにより処刑された。彼は1980年の強盗の際に黒人の店員 Lindsey Don Dixon を殺害して有罪を宣告された。彼の弁護人によれば、この犯罪には目撃証人は 1 人もいないということである。共犯者は、検察側に立って証言することと引換えに終身刑を言い渡された。

彼が審理された郡の総人口の約38パーセントは黒人であったが、検察側

は陪審からすべての黒人を排除する理由不要の陪審員忌避を行使し、全員白人の陪審により有罪を宣告し、死刑を言い渡した。報道によれば、当の検察官は後に死刑裁判で黒人の陪審員候補者を排除することが彼の哲学であると述べた。その理由は、「黒人は白人よりも反検察的になりやすいから」というものであった（この言葉は、1985年11月15日に放映されたテレビ番組『Face』で述べられたものである）。Edwardsの弁護人によれば、この検察官はEdwardsの裁判で陪審から黒人の陪審員候補者を排除する際に、同じ「哲学」によったことを認めたという。

連邦最高裁判所は、1986年4月にBatson v. Kentucky事件で検察官は人種という理由だけで陪審から被告人と同じ人種の者を排除するために理由不要の陪審員忌避を行うことはできないと判示した。しかしBatson判決による新ルールは、Edwardsの有罪が直接上訴によって認められた後に明確にされたものであって、それは遡及して適用されず、そのためにEdwardsはその利益に浴することができなかつたのである。

(10) Sean Flanagan (ネバダ州 1989年6月23日処刑)

Sean Flanaganは、上訴を放棄しWilliam Thompsonと同じ週に処刑された。彼は1987年に2人の同性愛者を殺害して有罪を宣告された。

(11) Horace Dunkins (アラバマ州 1989年7月14日処刑)

黒人のHorace Dunkinsは、1980年に白人女性Lynn McCurryを殺害して有罪を宣告され、全員が白人女性からなる陪審により審理され、1981年6月に死刑を言い渡された、Penry v. Lynaugh事件で連邦最高裁判所が判決を下した後に処刑された最初の精神薄弱の囚人である。Dunkinsの弁護人は、裁判において陪審はDunkinsの知能指数が65で精神年齢が6歳であることを告げられていなかったのもので、彼に対する死刑判決は覆されるべきだとし、Dunkinsは自己の法的権利を理解することができないので、警察による取り調べの前に弁護士にアクセスする権利を侵害されたとも述べた。Dunkinsの裁判の際の陪審の1人は、その処刑直前に宣誓供述書を提出し、彼が精神薄弱者であったことを知っていたならば死刑に票を投じな

かったであろうと述べた。(New York Times, 1989年7月15日)

報道によれば、処刑の際、電気配線が不調でうまく作動せず、最初の電撃で Horace を死に到らしめることができなかった。診断した2人の医師は、彼は意識を失っているが胸の鼓動は強く打っているとした。第1回目の電撃後9分後に第2回目の電撃が行われ、その10分後に死亡が宣言された。

(12) Herbert Richardson (アラバマ州 1989年8月18日処刑)

Herbert Richardson は11歳の黒人女性 Rena Mae Callins を殺害し、有罪を宣告され、1978年1月に死刑を言い渡された。被害者 Callins は自宅のポーチに置いてあった「パイプ爆弾」を拾おうとして爆発により死亡したものである。Richardson は少女の家族を脅かす目的でパイプ爆弾をポーチに置いただけであると主張した。Richardson の弁護人によれば、彼はベトナム戦争の際に、技術兵として3年間兵役に服し、前線にも出た後、情緒障害に苦しんでいたということである。

(13) Alton Waye (バージニア州 1989年8月30日処刑)

Alton Waye は1977年に61歳の白人女性を殺害し、有罪を宣告され、1978年に死刑を言い渡された。処刑直前に弁護人は Waye がかつて知らされていたよりもひどい精神障害にかかっていたとの証拠を提出した。彼は脳障害に罹っており、先に調査された知能指数よりも低い知能指数であったということである。

10 死刑に関する統計—1989年8月31日現在

死刑は50州中36州、連邦および連邦軍で存置

死刑囚

総数	2,210人
うち 白人	1,141人 (52%)
黒人	877人 (40%)
ヒスパニック	134人 (6%)
先住民/アジア系/不明	54人 (2%)

1976年から1989年8月31日までの処刑数……………117人

1989年1月1日から8月31日までの処刑数……………13人

処刑方法

電気殺……………13州（その他、選択できる州が1州）……………71人処刑
 銃殺……………なし（選択できる州が2州）……………1人処刑
 ガス殺……………4州（その他、選択できる州が1州）……………5人処刑
 絞首……………1州（その他、選択できる州が3州）……………なし
 薬物注射……………10州（その他、選択できる州が7州）……………40人処刑

1976年から1989年8月31日まで処刑数 州別

州	処刑数	人種／被告人	人種／被害者	適用した処刑方法
アラバマ州	6	2W 4B	4W 2B	電気処刑
フロリダ州	21	13W 8B	18W 4B	電気処刑
ジョージア州	14	4W 10B	13W 1B	電気処刑
インディアナ州	2	2W	2W	電気処刑
ルイジアナ州	18	11W 7B	16W 2B	電気処刑
ミシシッピ州	4	1W 3B	2W 2B	ガス処刑
ミズリー州	1	1W	1W	薬物注射
ネバダ州	4	4W	4W	ガス／薬物注射
ノースカロライナ州	3*	3W	3W	薬物注射
サウスカロライナ州	2	2W	2W	電気処刑
テキサス州	31	16W 9B 6H	26W 2B 3H	薬物注射
ユタ州	3	2W 1B	3W	銃殺／薬物注射
バージニア州	8	2W 6B	6W 2B	電気処刑

*女子を1人含む

処刑された囚人とその被害者の人種

処刑された囚人の人種

白人被告人……………63人（55%）
 黒人被告人……………48人（40%）
 ヒスパニックの被告人……………6人（5%）

被害者の人種

白人被害者……………100人（85%）
 黒人被害者……………14人（11%）
 ヒスパニックの被害者……………3人（3%）

アジア系の被害者…………… 1人 (1%)

人種の組み合わせ

白人被告人／白人被害者……………63人 (54%)

白人被告人／少数民族の被害者…………… 0 (0%)

少数民族の被告人／白人被害者……………37人 (31%)

少数民族の被告人／少数民族の被害者……………18人 (15%)

少年犯罪者

少年犯罪者の処刑を認めている州……………24州

少年死刑囚……………12州に28人

1976年以降処刑された少年犯罪者…………… 3人

州	死刑適用最低年齢	少年死刑囚	処刑された少年
アラバマ州	14歳	2人	—
アーカンソー州	15歳	—	—
アリゾナ州	最低年齢なし	1人	—
デラウェア州	最低年齢なし	—	—
フロリダ州	最低年齢なし	2人	—
ジョージア州	17歳	4人	—
アイダホ州	14歳	—	—
インディアナ州	16歳	—	—
ケンタッキー州	16歳	1人	—
ルイジアナ州	15歳	2人	—
メリーランド州	(18歳に引き上げ)	1人	—
ミシシッピ州	13歳	—	—
ミズリー州	14歳	2人	—
モンタナ州	12歳	—	—
ネバダ州	16歳	—	—
ノースカロライナ州	17歳	1人	—
オクラホマ州	最低年齢なし	2人	—
ペンシルバニア州	最低年齢なし	2人	—
サウスカロライナ州	最低年齢なし	—	1人
サウスダコタ州	最低年齢なし	—	—
テキサス州	17歳	7人	2人
ユタ州	14歳	—	—
バージニア州	15歳	—	—
ワイオミング州	16歳	—	—